

## 平成 2 1 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の所信表明及び行政報告	4
○一般質問	10
竹 河 十九巳 君	10
清 水 清 一 君	24
横 嶋 隆 二 君	41
○日程の追加	56
○議第 4 4 号の事件撤回請求書の上程、説明、採決	56
○議第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議第 4 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	58
○議第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○散会宣告	63
○署名議員	65

### 第 2 号 (6月11日)

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	67
○出席議員	67
○欠席議員	67
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	68
○職務のため出席した者の職氏名	68
○開議宣告	69
○会議録署名議員の指名	69
○議第46号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	69
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○閉会中の継続調査申出書について	97
○議員派遣の件	98
○閉議及び閉会宣告	98
○署名議員	99

## 平成21年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成21年6月9日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の所信表明及び行政報告について  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 議第44号 副町長の選任について  
日程第 7 議第45号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 8 議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 9 議第47号 工事請負契約について(平成21年度南伊豆町立南中学校屋内運動場耐震改修工事)  
日程第10 議第48号 指定金融機関の指定について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第1 議第44号 副町長の選任についての事件撤回請求書の上程、説明、採決

---

### 出席議員(10名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	11番	横嶋隆二君

### 欠席議員(1名)

10番 渡邊嘉郎君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村豊君	健康福祉課長	松本恒明君
教育委員会 教育事務局長	大野寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田忠蔵 主幹 大年美文

開会 午前9時30分

#### 開会宣告

副議長（漆田 修君） 皆さん、おはようございます。

恒例により6月定例会の初日は副議長が議長職を担うことになりました。どうぞよろしく  
お願い申し上げます。

なお、申し合わせによりましてクールビズとなりますので、どうぞよろしく申し上げます。

さて、定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成21年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

#### 議事日程説明

副議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

#### 開議宣告

副議長（漆田 修君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

副議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

#### 会期の決定

副議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮ります。本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間にしたいと思います。異議ありません。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月9日から6月11日までの3日間に決定しました。

#### 諸般の報告

副議長（漆田 修君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます

平成21年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付したとおりで、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長の所信表明及び行政報告について

副議長（漆田 修君） 町長より所信表明及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より6月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

まず、所信表明を申し上げます。

このたび町民の皆様のご支援をいただき、4月19日執行の南伊豆町長選挙で当選の栄に浴し、去る5月15日から2期目の町政を担当させていただくことになりました。平成21年南伊

豆町議会 6 月定例会の開会に当たり、町政運営に臨む初心の一端を述べさせていただきます。

最近の社会情勢は、昨年後半からのアメリカの金融危機に端を発した100年に一度と言われる世界的な金融危機と経済不況は、輸出関連企業を初め急激な国内景気の減速と深刻な経済危機を招いています。

このことは本町におきましても、観光産業を初めとするあらゆる産業に影響を及ぼしています。このような状況下、政府は平成20年度に地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金等々、2次にわたる補正予算を組み、雇用の確保や緊急経済対策を打ち出しております。

本町におきましても緊急経済対策として上記の交付金を受け各種事業に取り組んでいるところであります。その主な事業内容は、南伊豆町商工会発行の15%のプレミアム付き商品券事業、青野川ふるさと公園を中心として、下賀茂宮前橋から弓ヶ浜大橋の河川堤防を利用したウォーキングコースを整備する青野川ふるさとの川整備事業、3月末で廃止になった警報システムを更新する全国瞬時警報システム整備事業、旧南崎小を改修し南崎保育所とする改修工事、消防防災では老朽化による消防ポンプ車の更新事業として、手石地区に消防ポンプ車、大瀬地区に可搬ポンプ付き積載車購入事業等々を実施しております。さらに、本議会補正予算に計上しております経済対策として、第2弾のプレミアム商品券発行事業や緊急雇用創出事業などを予定しております。

また、政府は追加の経済対策として、平成21年度予算において総額15兆円を超える補正予算を計上いたしました。しかし、現在直面している問題が世界的経済危機であり、日本の経済産業構造の転換に時間を要することになれば、景気悪化が長引き今後の町民生活を初め、町の財政状況にも大きな影響を及ぼします。本町でも上記の発注済み事業を進め、これらに対応すべく町内プロジェクトを編成し、さらなる町内景気浮揚策を推進してまいり所存であります。

本町を初め、地方自治体の置かれている状況は三位一体の改革や地方分権進展の中、国と地方を通じた簡素で効率的な行政システムと、さらに国・県からの権限移譲もあり、自立する地域力や財政力が求められております。こうした中、本町の将来を見据えての市町合併問題、第三者機関の答申に基づく共立湊病院の移転新築と現地ででの医療確保、小中学校や保育園の再編と公共施設の耐震化等、課題は山積をしております。

我が町の将来像を明確にし、そのために達成すべき行政運営の基本的な指針を示したのが南伊豆町総合計画であり、現在の第4次南伊豆町総合計画及び過疎地域自立促進特別措置法

に基づく過疎地域自立促進計画も最終年度を迎えることから、本年度は実施計画の総点検を行い、1市3町の合併協議を視野に入れながら新たなまちづくりを進める所存であります。

このような状況下、行財政改革のさらなる推進により、財政基盤の強化を図るとともに産業振興や生活基盤整備を図り、足腰の強いまちづくりを推進する必要があります。

今地方自治体には農林水産業の振興はもとより、少子高齢化に対応した医療、保健、福祉施策の推進、相対的に立ちおけている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の循環施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められており、懸命に行財政改革に取り組んでいる中、自主的、主体的なまちづくりを進めるためには、安定した財政基盤の確立は必須であります。今後も上部団体を通じ地方税源や地方交付税の充実強化等を内容とした要望を引き続き働きかけてまいります。

厳しい財政状況の中、将来へ向けて希望の持てるまちづくりに取り組んでまいり所存でありますので、議員並びに町民の皆様のご支援とご協力をお願いし、所信表明とさせていただきます。

次に、行政報告を申し上げます。

平成21年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、6項目について行政報告をいたします。

#### 1、市町村合併について。

南伊豆地区1市3町では、県平均より大きく上回る少子高齢化の進行や総人口が減少し、近い将来には高齢者人口の割合も40%を超えることが予測され、主要な産業である観光は低迷が続き、さらにそれぞれの市町では財政運営の見通しが今後さらに厳しい状態になると予測されています。

このような状況下、南伊豆地区1市3町の合併協議につきましては、昨年各市町での議会の議決や住民投票の結果を受け、南伊豆地区1市3町合併協議会が設置され、12回の合併協議会が行われてきました。

各市町の首長、議会議員、学識経験者及び住民代表者等を構成委員とした合併協議会では、合併における諸問題の解決を含めて合併の方法、合併の方式、合併の期日、新市の名称、地域自治組織の取り扱いや新市基本計画の策定等、合併協定26項目について協議が行われ、すべて確認をされました。

特に、地域自治組織については新市において地域住民の意見を行政に反映させ、地域の特性を生かした新たなまちづくりを推進するため、合併時に旧市町単位に地域自治区を設置することとなりました。さらに合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための方針



を定め、合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展と住民福祉の一層の向上を図ることを目的として、新市基本計画が策定されました。

当町といたしましては、今後も広報「みなみいず」や「町のホームページ」並びに合併協議会事務局が発行しております「合併協議会だより」や「事務局のホームページ」等により、議員の皆様を初め、町民の皆様へ随時お知らせいたしますので、1市3町合併についてご理解とご協力をお願いを申し上げます。

## 2、吉祥町有地の活用について。

平成20年3月21日に、伊豆急不動産株式会社から町が寄附を受けた吉祥地区の71万8,175.43平方メートルの土地の活用方法につきまして、町長をチームリーダーとして企画調整課、産業観光課、建設課及び総務課職員の合計14名による庁内プロジェクトチームを発足しました。

会議では土地取得から現在に至る経過について所管課から報告を受け、活用における課題や問題点を整理し、事業を進めるには全体計画を考えつつ、全体を利用目的によって区分して整備する方法や、農地部分の活用を先に進める方法など幾つかの提案がありました。また、計画策定のためには特に地元の理解を得ることが重要であり、町民を構成員としたワークショップやパブリックコメントなどの手法も検討する必要があることなどの意見がありましたが、当面現状のプロジェクトチームで課題や問題点を整理した上で、メンバー構成や協議の手法について検討していくことになりました。

今後、山林及び農地の具体的な活用方法について十分検討し、吉祥町有地が地域の活性化に役立つ計画を策定してまいりたいと存じます。

## 3、定額給付金について。

景気後退下での住民への生活支援と、地域の経済対策に資するための定額給付金が4月20日から支給されています。4月8日の申請書発送後、4月13日から26日まで南伊豆郷土館において臨時窓口を開設し、申請受付を実施しました。6月1日現在、当町における支給対象世帯数4,065件に対し3,674件、90.38%が受給を終え、事業費1億5,623万6,000円に対し1億4,669万6,000円、93.89%の支給を完了しています。今後申請締切り日の10月13日までに未支給者の調査を実施し、全住民への支給に努めてまいります。

## 4、自然まつりイベントについて。

### (1) 長者ヶ原山ツツジまつり。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合等のご協力を得て、5

月5日から5月20日までの16日間、第6回長者ヶ原山ツツジまつりを開催いたしました。

今年は開花が早く2分から3分咲きで最高の形のスタートとなりました。しかしながら、祭り開始から雨に降られるなど天候に恵まれず、期間中の来場者は2,141人で、前年比66.1%となりました。来場者の居住地区別内訳は、県内1,574人、県外567人、5月10日が最高で446人の方々をお迎えすることができました。

このイベントは旅行代理店や電話等の照会も多く、公園全体のツツジの木が成長しますと一大イベントに成長する可能性を大いに秘めているものと考えております。祭り期間中、交通規制にご協力いただきました天神原区民を初め関係各位に深く感謝申し上げ、今後とも一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

#### (2) 自然まつりゴルフ大会。

4月5日に開催された自然まつりゴルフ大会もことしで32回目を迎えました。参加者は102名と対前年比93%となりました。これは例年宿泊者の部が減少してきているため、昨年より町民の部と宿泊者の部を合同にすると同時に、開催日を月曜日から日曜日に変更いたしました。ことしは地元参加者が各地区の行事と重なり減少となりました。参加者の評判は非常によく、南伊豆町のリピーターの拡大につながるイベントとして認識しております。今後ともダイレクトメールやポスター告知、チラシ、インターネットでの募集など、多方面からの対策を講じながら集客増を目指していく所存であります。

#### (3) 乗馬体験。

4月29日に開催された乗馬体験の日は、160人の親子連れでにぎわいました。親子での引き馬体験や馬との触れ合いなど、気軽に参加して楽しめる町民や観光客の参加型イベントとして定着してきました。問い合わせも非常にふえてきており、参加者は年々増加しておりますので、今後も観光客、町民が一緒になって楽しめるイベントとして継続しながら、体験型観光に育てていきたいと考えております。

#### (4) 花狩り。

大瀬花狩り園につきましては、1月から3月はバスによる団体客もありましたが、旅行業者の雇用時間問題等の関係で、例年に比べると団体客は減少傾向にあると思われます。受け入れ態勢も人手不足が懸念されておりますが、女性客には大変人気がありますので、継続体制ができることが望まれます。

#### (5) 竹の子狩り。

竹の子狩りは年々団体客が減少傾向にあり、非常に苦戦を強いられております。当町で開

催され、ブームを巻き起こした竹の子狩りも伊豆高原など京浜方面から当町よりも近い場所での開催が減少の一因とも考えられます。当町の4月の宿泊客も年々減少しており、宿泊施設でも対応に苦慮している現実ですが、さまざまな体験型観光と宿泊を結びつけた企画等も考えながら、エージェントへの営業を強化する必要があると思われます。今の観光客のニーズは、自然に触れ、体験し、味わうなど、その価値観が変わってきております。広大な竹林を活用したイベントや企画を考え、竹の子狩りと温泉、食などと組み合わせた豊かな自然を生かし、当町の魅力アップを図りながら観光協会を初めとする関係機関と連携し、情報発信に力を入れていく所存ですので、なお一層のご支援とご協力をお願いを申し上げます。

#### 5、湯の花観光交流館オープンからの入り込み客数について。

2月1日にオープンいたしました湯の花観光交流館は、町民や観光客の交流拠点として、また2月5日に開幕したみなみの桜と菜の花まつりのイベント広場や、直売所湯の花、多目的室を活用した写真展や水墨画展などでにぎわいました。ここで2月から4月までの当施設の入り込み状況の結果がまとまりましたので報告させていただきます。ごらんのとおり、施設名、観光案内所、以下イベントとしてオープニングセレモニー等の状況であります。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上のような結果となりました。湯の花観光交流館につきましては、道の駅の指定に向け随時整備を進めており、指定された場合はさらなる来遊客の増加が見込まれます。

#### 6、主要建設事業等の発注状況について。

平成21年度第1四半期（4月から6月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

平成21年度妻良地区観光施設整備工事（海上アスレチック）2,362万5,000円、河津建設株式会社。

平成21年度町道湊区内2号線道路維持工事324万4,500円、朝倉建設株式会社。

平成21年度青野川ウォーキングコース照明灯設置工事1,228万5,000円、小林電気工業株式会社下田支社、同報無線親卓機器整備及び全国瞬時警報システム整備工事3,517万5,000円、静岡日電ビジネス株式会社。

平成21年度公共下水道に伴う下賀茂地区排水管布設がえ工事（第一工区）2,034万9,000円、有限会社渡辺住宅設備。

平成21年度公共下水道に伴う下賀茂地区排水管布設がえ工事（第二工区）1,827万円、株式会社イナセツ。

以上で、平成21年6月定例会の行政報告を終わります。

副議長（漆田 修君） これにて所信表明及び行政報告を終わります。

#### 一般質問

副議長（漆田 修君） これより一般質問を行います。

竹 河 十九巳 君

副議長（漆田 修君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） ただいま所信表明、行政報告が町長からありましたが、鈴木町政2期目に入って最初の定例会であります。冒頭にお祝いを申し上げます。

通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、市町村合併について伺います。

第29次地方制度調査会委員である全国町村会長の山本文男氏は、平成21年3月9日付で基礎自治体のあり方等についてと題する意見書を、第29次地方制度調査会に提出をしております。国は自主的な合併を建前としながらも、それを推進すると称して地方交付税や補助金、地方債などの財政措置をもって誘導する一方で、地方交付税総額を大幅に削減し、知事を使って多くの町村を半ば強制的に理念なき合併に走らせたとしております。山本氏のもとには合併で消えてしまった町村の元首長から何通もの手紙が届いており、その中には政府の笛と太鼓に踊らされて合併してしまったが、町村が再びもとに戻れるような法律案作成を働きかけてほしいという声、意見があると述べております。

思い起こせば、明治4年に断行された廃藩置県のときを思い起こさせる声であります。廃藩置県のときは、統合によって消滅した県を復活してほしいと請願が全国各地でわき上がり、一たんは財政基盤や人口を均一にするため統合された県が明治13年から21年にかけて徳島、福井、鳥取、佐賀、宮崎、富山、奈良、香川の8県の復活再置が次々と認められております。

再びもとに戻れるような法律案作成を働きかけてほしいとは、まさに強制的に行われた廃藩置県のとおりと同じ状況を示しているものであります。

ところで、本年4月には、いわゆるミニ統一地方選挙が行われました。これは2005年3月末が旧合併特例法の期限であったため4月に集中したのであります。4月28日付の毎日新聞では、現職が出馬した39市のうち4割を超える17市で現職が落選、その理由として地方財政の不況が続く中で、合併が地域活性化に直結していないことへの不満がうかがわれるとしております。そこで町長で伺います。平成の合併に対する元首長の声、もとに戻れるような法案作成をという声を町長はどのようにとらえているか、お聞かせください。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの全国町村会の意見書、そしてまた全国町村会が発行した「平成の合併」をめぐる実態と評価」、これは私も読みました。そこで平成の合併の検証と評価については全国の合併をした9の自治体、そしてまた合併をしていない8自治体、これを調査対象としてのアンケートが行われ、そしてとりまとめたものであるわけでありまして、内容につきましては、合併にかかわったそれぞれの立場から全国的に共通の意見、そしてまたその地域の実情による問題点あるいは意見等もありましたけれども、現在市町村合併に取り組んでいる当町にとりましても大変参考となる意見あるいは事案が掲載をされていたのも事実であります。

そして、後段の質問にありましたミニ統一地方選挙のことではありますが、これにつきましては今言われるようなことですが、ただ一概にこれがすべて市町村合併が原因であるというふうなことには考えられないというふうに私は理解をしております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 意見書では、地域の文化について次のように指摘しております。「全国には歴史と伝統を守り、受け継がれている集落が多数あり、それぞれの集落にはその土地の暮らしに適したわざや知恵が蓄積されている。それは文化の源というべきものであり、集落消滅は日本文化全体を貧しくするという認識を持つべきであると述べ、町村合併により行政の目が行き届かなくなり、集落の暮らしの安定感が失われつつあるとし、そして一方で集落消滅の危機を指摘しておきながら、他方で消滅を促しかねない合併を推進したことは全

く無責任な矛盾した政策というべきである」としております。

日本全体で見ると東京・首都圏への一極集中で地方が疲弊し、市町村合併により市中心部へ人口が集まることを促し、このことは過疎と過密の問題を基礎自治体に持ち込み、まさに一極集中の地方版をつくるようなものであります。そこで町長に伺います。

自然集落の危機を市町村合併でどのように乗り越えていくのか、町長の考えをお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町内のそれぞれの集落には、その土地の暮らしに根差したわざであるとか、あるいは知恵、こういったものが蓄積されていると思います。そのわざであるとか、あるいは知恵、こういったものを生かしながら、絶やすことのないように集落を存続をさせていくことが住民の力がある意味結集するとともに、我々行政も協働の精神ですべてのことに取り組んでいくという必要があるかと存じます。

そこで、今回の南伊豆地区の1市3町の合併協議の中では、地域住民の意見、これを行政に反映をさせて、そして地域の特性を今申し上げたようなことを生かしながら、新たなまちづくりを推進するために旧市町にそれぞれ地域自治組織を合併後10年間設置することが確認されております。その制度の中で集落の消滅が起こらないように取り組んでまいり所存であります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、意見書では基礎自治体は総合行政主体であるとする考え方がある。これは市町村を人口規模から企画、企画外に区分していくという発想が見られるとして、小さな自治体は職員が不足し行政能力が劣るかのようというのは、自治とは住民がみずから治めるものだという基本を忘れた見方であり、一種のドグマである。お互いに顔が見える小さな自治体ほど住民の力を合わせやすい。小さな自治体では職員が集落の中核となり、大事な行事には村総出で当たるなど行政と住民の協働は日常的である。住民を含めた地域力を総合的に見ない限り小規模自治体の能力を判断できないとしております。

そこで町長に伺います。第12回南伊豆地区合併協議会において会長である石井下田市長は、

合併により職員を100名削減できるとしているが、削減した100名の雇用を創出しなければ地域力は落ちます。削減した人員に相当する雇用を町長はどのように創出したらいいかという、町長の意見をお伺いします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

市町村合併による職員の削減ということでありまして、これはいわゆる新たな自治体のもとで、適切な人員配置あるいは行財政改革に伴って計画的に行われるものであると思います。人件費の削減等に有効な手段であるというふうにまず考えております。したがって、職員を削減した分の雇用の創出ということでありまして、これはなかなか難しい問題ではないかというふうに思っております。新市に移行した後、企業誘致等雇用の拡大に取り組んでいく必要があるというふうに私は思っております。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、意見書では平成6年には広域連合制度が創設された。多様化した広域行政需要への適切かつ効率的な対応と、国からの権限移譲の受け入れを創設理由に上げている。一方、国は平成の合併の推進に際し、これまで拡大を図ってきた広域連携の仕組みを批判的、消極的に扱い、行政体制選択を合併一辺倒に狭めてしまった。国はみずから創設し歴史的、沿革的にも存在理由がある広域連携制度をさしたる根拠もなく否定してしまったのは、自己矛盾していると言わざるを得ないとしております。地理的条件の違いなどに応じた選択可能な有効、適切な広域的連携の仕組みを検討することこそ、将来に向けた課題であると意見書はしております。そこで町長に伺います。

現行の広域行政、広域連携の一つである一部事務組合を考えるなら、下田市、賀茂郡1市5町が体制を整えて合併するのが道だと思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの一部事務組合につきましては、隣接する自治体が消防であるとか、あるいは火葬、ごみ処理等の行政サービスの一部を共同で行うことありまして、当町におきましても御存じのように現在こういった面で共同処理をして一部事務組合で行っておるところであり

ます。

そこで、賀茂地区1市5町の体制を整えての合併ということではありますが、賀茂地区の合併につきましては、平成14年5月に賀茂地区合併検討委員会を設立し、当時の1市5町1村の合併について検討を始めて以来、さまざまな経過を経て現在の南伊豆地区1市3町の合併協議を行っている状況でありますので、1市5町の合併につきましては、新市に以降後検討を進めていくのも方法かなというふうに私は現時点では考えております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、教育問題について質問をさせていただきます。

国の予算と義務教育の伸びについて比較すると、1955年を起点に置き2003年と比較すると、国家予算全体の伸び率は14倍以上に伸びております。初等・中等教育予算は7倍の伸びで、70年代後半から横ばい状態になっております。また高等教育にける国の予算も70年代後半から横ばい状態にあります。高等教育における教育費は全体として伸びておりますが、これは家計負担によるものであります。1952年に教職員の給与の半分を国が負担する制度がつけられました。1958年には義務教育における学級定員及び教職員標準法ができ、子供の数、学校の数、教員の数という3本立てで予算を考えることになりました。

しかし、先進国では教育予算を子供1人当たりの教育費で決めて予算を組む方式がとられるのが一般的であります。日本とは違うのであります。日本は、第1次ベビーブーマー時代が小学校に入ったとき多くの教員を採用しましたが、その後もその教員を減らすことなく、1学級当たりの学級定員を50人以上の学級が多かったものを50人学級に、さらに45人学級、40人学級、そうして教育環境の条件整備を日本は進めてきたのです。しかし、教育再生会議を初めとする昨今の論議は何でも数値目標を掲げ、成果は数字がすべてであり、費用対効果や数値目標による成果主義を教育現場に持ち込み、2006年度には国庫負担金制度、国の負担が2分の1から3分の1に教員給与の優遇措置を廃止し、教員定数の削減、そして予算を子供1人当たりの教育費による編成にしようとしております。そこには、子供の発達段階に応じた理想の学級経営、学校経営を考えた教員の配置や学級定員という視点は見られません。そこで、教育長に伺います。

子供の発達段階に応じた理想の学級経営、学校経営を考えた教員の配置や学級定員をどのように考えているか、教育長の考えをお聞かせください。



副議長（漆田 修君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今ご指摘のとおり、発達段階を無視した学校経営とか学級経営は考えられないと、こういうふうに思います。

私は2年ほど前に、私の個人的な考えとしてこの場で質問されまして、30人程度が理想だと思っています、そういうことをお答えした記憶がございます、学級経営ですね、1学級の人数です。それで、実は1つここで皆さんにお知らせしておいたほうがいいかなと思うんですが、もう既に新聞等で御存じの方もいらっしゃると思いますが、昨年、理想の学校教育具現化委員会、これは静岡県教委が委嘱してもと文部大臣をやった遠山さんという女性ですが、この方が座長で組織されている委員会です。ここの提言にこういうお答えが出ました。

まず1つは、静岡式30人学級編成、静岡式と申しております。全国は40人ですから静岡式という注釈をつけたんであろうと、これが理想だよとこの委員会では考えた、ということでございます。

それから2つ目は、小学校低学年の学級担任を複数配置、今1人が1年生の受け持つとこういうのがあるんですけども、1年の1クラスを2人でやるというふうなことを提案しています。

それから3つ目が、高学年への教科担任制と専科教員の配置。今、国は盛んに理科教育がおくれている、数学教育がおくれちゃったと、こう言っているわけですけども、やはり理科というふうなものを考えたらね、なかなか専門にやっている方ではないと難しいよということがありますので、専科教員をもう小学生のときから配置すると、こういうことを言っています。小学校の高学年は教科制に、中学と同じようなそんなような提言をしております。これは非常に大きなヒントになるのではないかと私は考えております。小学校1年、そして中学1年、1年生という段階が当然習慣形成の上でも最も大事であるということは、これはだれしもが思うことでございます。

一昨年ですかね、2年前と私記憶していますが、静岡県においては実は1年生については特別な措置をしております。小学校1年には非常勤の先生を1人つけてよろしいと、人数が多い場合、ということをやっておりました。それで昨年では35人学級、こういうことを実現しました。ただし、南伊豆町は70名以上の人数がいないと、それは適用されませんので、本町では該当する学校はございませんが、旧大規模校では非常に助かっているのではないかと、こんなふうに思っております。

今はチームティーティングといえますかね、少人数に分けた指導、特に算数です。こうい

うのはもう常識のようになっておりますので、そういう点から、また中学生はいわゆる人生の悩みの時代というか、出発の時代といわれるんです。人生教育ということが必要になりますので、当然ゆとりがある教員配置ということが必要になるかと思えます。現在の日本の教育条件ですけれども、もちろん世界の中では進んでいるほうではございますが、先進国の中では必ずしも進んでいるほうではない、はっきりこれは断言できます。そんなような状態なので、これから国を挙げ、そして町を挙げそういう点について取り組む必要があるんじゃないかと、このように思います。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、大阪府知事である橋下知事が結果を公表するしないで問題、話題になっている学力テストについて伺います。

文部省の全国一斉学力調査には、過去にも1956年から1966年の11年間行われた経緯があります。このとき問題になったことの一つに、香川県と愛媛県がやったテスト準備教育があります。2007年から34年ぶりに予算が70億円を超えるといわれる全国学力・学習状況調査が実施されるようになりました。

また、東京都では独自のテストを実施しており、区市町村別の結果を公表しております。その東京都においては、ある区において学校順位を公表したら、ある学校において机間巡視の際、お田植え方式という、間違った答案を指差し答を教えることまで発生しております。

1964年と2008年の学力テストを比較すると大阪府は6位から45位と急落ぶりが結果としてあらわれております。大阪府知事である橋下知事が結果を公表するしないでの発言はここから来ているものと思われます。大まかに言うと、田舎の諸県がアップをし、大都市部の自治体がダウンするという結果になっております。

大阪大学の清水教授は、家庭・地域の連携や少人数指導は大阪府でも力を入れてきた重要事項であるが、それでは何が違うのか。それは家庭・地域の安定という要因ではないかと指摘しております。学校や教師の頑張りとは別の次元、社会経済的背景があり、家庭・地域の安定が維持されている地域と崩れている地域に分かれている。家庭・地域の安定がある地域に生まれ育った子供たちは、安定した生活リズムから確かな学習習慣をはぐくみやすい。結果として点数にあらわれる学力向上になっているのではないかと大阪大学の清水氏は指摘しております。また、毎年全国学力テストに70億円を使うなら、これを他の教育予算へ振りかえたほうが教育には効果的だと思われる点もあります。そこで教育長に伺います。

学力向上に向けた地域の安定性を維持し、家庭の安定性の向上に向けた方策について、教育長の考えをお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 学力テストの公表をめぐって橋下知事の議論に大変世間が騒いでおりますけれども、文科省は過去の歴史を考えて、大変先ほどご指摘のようなマイナス面がたくさん出たわけですね、学力テストの。こういうことから公表は県段階までとするという基本的な構え、これで行っております。もちろん自治体が独自に公表することは差し支えないことですが、基本的にはそこまで公表ということでやっております。私は正しい判断ではないかと思っております。

それはともかくとして、学力の向上を図らなければならないと、これは鉄則でございます。議員がご指摘の地域の安定、家庭の安定、これは地域ひいては日本の教育を支える重要な基盤でございます。生活基盤がしっかりしていて、文化的土壌の高い地域や家庭からは学力の高い子供が育ちやすい、これは当然でございます。難しいことですが、我々は行政のサイドから、そうした地域や家庭を生むために日々努力をしているわけでございます。例えば、保育所の維持とか、そういうのも一例だと思います。そんなふうに考えております。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 今の日本は普通にやっていけば普通に暮らせるという社会ではなさそうであります。2007年の国税庁の統計では、サラリーマンの平均年収が9年連続して減っているといわれております。また中間層が消え所得の二極化が進み、年収200万円台の人が1,000万人を超えるというのが20数年ぶりだともいわれております。東京都の私立中学受験率にこのことがはっきりあらわれております。東京23区では30%を超えるのが5区あり、20%台が9区、20%以下が同じく9区と、最高の区と最低の区では4倍程度の中学受験率があります。また小学校進学率は最高の港区の19%と足立区の1%では約20倍以上の差がある。このことを2008年5月17日号の「週刊東洋経済」は伝えております。

法政大学の荻直樹氏は、「教育格差と真実」の中で最上の区、最下位の区では所得格差が平均値で比較しても半分ですと述べ、所得格差がはっきりと学力格差につながっていると述べております。

テレビで報道されて有名になった、「夜スペシャル」で有名な杉並区の和田中学と北区の神谷中学のパワーアップ教室では、逆のベクトルがあるのではないかと私は思っております。

教育に対する姿勢、考え方、実践の違いは、地域の所得格差、個人格差とは無関係ではないだろうと思っております。この所得格差を埋めるものとして各種補助金制度があります。

1市3町の合併協議の中で明らかになったものに、小中学生の通学定期に対する補助制度であります。下田市においては2分の1の補助、南伊豆町においては全額補助という違いがあります。また松崎町においては中高一貫教育をしております。下田市、松崎町、そして南伊豆町では教育に対する姿勢が明らかに違うようであります。そこで教育長に伺います。

経済格差や所得格差を解消することは困難であるときは、負担軽減を行政が図ることによる方法もあります。高校は義務教育化をしているので定期券の補助などを高校生にも拡大したほうがいいのではないかと思います。教育長の考えをお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 私はきょうの教育新聞をちょっと見てきたんですけども、その中で例えば政府の安心社会実現会議というものは、いわゆる奨学金を今日本育英会が奨学金、これ名前変わりましたが、県がこの事業を今受け継いでいるんです。そうすると、私的な例えば駿河銀行の奨学金とか、そういうのと合致するときは捨てなければならないとそういうふうになっているんですが、これはちょっとおかしいのではないかとというようなことが書いてありましたが、そういった親の経済負担というのが今苦しいわけですから、その辺を何とか格差是正しようというふうにおっしゃるのは、塩谷文科大臣を筆頭にして、これは非常に重要な問題だということに今注目しているということでございます。今審議しておりますので、来年度の麻生さん自身もおっしゃるということで、来年の計画の中には盛り込んでくるのではないかと、そんなふうに言われております。

それで、今議員ご指摘の定期券の問題、通学定期の問題ですけども、これは一部補助が可能なのかどうかということでしょうけれども、確かに高校生はもう義務化している、半分、そんな感じであります。しかしながら、定額給付金と同様にお金のある人にまで町の貴重な財源をつぎ込むべきであるかどうかということも思います。そういうことで、いろいろ検討していただかないとこれは、ここで答え申し上げられないのではないかと、このように思います。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 法政大学教授の荻直樹氏は、「教育格差と真実」の中で、中学校や高校の現場の教師を長年やってきた私の経験からいうと、今の大学1年生の精神発達程度は

ちょうど中学3年生という感じですねと述べております。また同書の中で、獨協大学教授である森永卓郎氏は、今の学生を見ると人間的には優しい反面、差別に対する疑問や怒りなどを感じないという特徴があるとも言っております。安心とは生活次元で協働行為をしていくことであり、みんなでつくり上げていくものであります。

ところで、2001年度国の予算約7億3,000万円をかけてつくられた「心のノート」というものがあります。社会臨床心理学会の会員である小沢牧子氏は、「心のノート」に対して心理主義の思想と技法、そして色彩心理学、マインドコントロールでできている色の使い方が「心のノート」にはされていると指摘しております。また、私たちではなく私が強調されているとも小沢牧子さんは言っております。そこで教育長に伺います。

「心のノート」導入で子供たちに何か変化がありましたか、教育長の感想をお願いいたします。

副議長（漆田 修君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 事前に予告いただいていたので、「心のノート」を学校から借りてきました。ご指摘の色づかいとか何か心理的にうまいぐあいにできているんだよというようなご指摘でありましたが、私もその道に詳しくないのでわかりませんが、大変カラフルで親しみやすい感じにはできているなど、こういう感じを受けております。これが「心のノート」でして、1・2年、3・4年、5・6年と2年間連続で使えるようになっております。そういった点で使いやすいとは思いますが、また便利なのはもう一つ ものがあります。これは活用のためにという、要するに先生の指導書みたいな、こんなふうにするといいいんではないでしょうかという例があります。これは恐らくまだ教員になりたての若い先生というのは多分役立つのではないかなというふうに感じております。学校でもそれなりに活用はされておりますが、「心のノート」だけが道徳の教材ではないので、たくさんの資料があるわけですが、中心的な資料になっていることは確かです。

それで、効果ということ今聞かれましたけれども、ちょっと私の立場でそこまでははっきりは申し上げられませんが、非常に幅広く利用されているということだけは確かでございます。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、介護保険制度について伺います。

2000年に介護保険制度がスタートして、2006年には施行後5年を目途として制度全般に検討を加え、必要な見直しを行うとして附則規定に基づいて大改正が行われております。また介護報酬は3年ごとに見直されてきました。2009年、ことしは介護報酬の改定とともに介護認定の方式が変更になっております。今までの介護認定にはさまざまな問題がありました。その一つに介護認定結果のばらつきがあり、軽度の人が必要介護度が高く、重度の人が必要介護度が低いなどということが見られたところであります。そして、そのことからくる不公平感等、利用者及び介護関係者から声も上がっております。4月の介護認定の改定は、これらの問題点を改善するのではなく、さらなる問題点を深刻化させているのではないかと私は思っております。

介護保険のサービスを受けるには、申請をして調査員による聞き取り調査を実施し、その結果をコンピューターに入力して1次判定を行っております。この調査項目が82項目から74項目へ削減をされました。また、一部の項目においては判定基準が厳しくなっております。また、2次判定は1次判定結果と調査員が書いた特記事項、主治医が書いた意見書をもとに認定審査会において2次判定が下されます。現場からは調査項目がなくなれば、その調査項目に関する特記事項は書きにくくなるという声が上がっております。また、特記事項の材料が少なければ1次判定の結果を変更して、ランク、介護度を上げるのは難しいという声もあります。2005年度の介護保険制度の見直しで、要支援1・2が導入されたことにより、利用者の状態は変わらなくても要介護1から要支援に判定が軽くなりサービスが削られ、介護保険では生活支援が受けられないという事態も2005年には発生しております。そしてその結果、転倒やうつ状態になり、要介護度が逆に上がり身体状況を悪化させて介護サービスを受けるという皮肉な結果も多々見られております。そこで町長に伺います。

介護認定基準の変更は、利用者にとって何が改善されたのかを伺います。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今議員が申されましたように、要介護認定等の方法の見直しというのが行われまして、これが本年の21年4月1日から新たな認定基準で実施をしております。そこで今回の認定方法等の見直しですが、これはいわゆる認定のばらつき、それから最新のケアを踏まえて介護の手間を反映していない等の指摘から、認定調査項目の変更、1次判定に用いるデータの更新、それから認定審査会資料から事後検証資料の分離が行われたところでもあります。

今回の見直しによって、認定におけるばらつきの減少、それから最新のケアを踏まえた介護の手間をより反映した認定になることが見込まれ、公平な認定審査が行われることと考えております。しかし、見直し後の要介護認定等の方法につきましては、一定期間検証を行うこととされておりますので、利用者に安定的なサービスの提供を可能とする観点から、経過的な措置を講じておるところであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせます。

副議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（松本恒明君） それでは、お答えいたします。

本年4月以降の認定基準は議員ご指摘のとおり従前の82項目から74項目となりまして、要介護度が低くなった場合、従来のようなサービスが受けられなくなるという可能性があります。そういったことを受けまして、4月14日から17日ごろの新聞に載ったんですが、厚生労働省が7月17日付で経過的な措置として運用を通知しました。見直し後の認定基準につきましては、経過的な措置として一定期間検証を行うということで、1年とか3年とか具体的な期間は示しておりません。内容につきましては、要介護・要支援更新認定の申請を行ったもののうち、あくまでも更新認定でございます。更新申請を行う以前の要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態というふうに、または要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態というふうにとすることを希望する者を対象としますと。本人に更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望するか否かの意思を確認するもの。要は回りくどい言い方ですが、要は介護度が例えば3から2になった場合に、本人が前の3を希望しますかしませんかと、平たく言うとそういったことでございます。

それで、認定審査会におきまして更新申請を行う以前の要介護状態と異なる審査及び判定を行う場合にあっては、その後本人の意思に基づきまして、審査及び判定の内容を更新申請を行う以前の要介護状態区分等に変更して審査を受け判定を行うものとしたしまして、当該経過措置の実施機関は先ほど申し上げましたとおり、見直し後の要介護認定等の方法の検証が終了するまでの間となっております。ちなみに4月以降の新基準によります申請は、新規区分変更が15件、更新申請が44件であります。この対象としましてはこの44件の更新申請であります。前回より軽度に認定されたものが11名、重度と認定されたものが15人、同様の介護度で認定されたのが18人あります。このすべての方に対しまして、要介護認定等の方向の見直しに係る経過措置希望調書という意思確認の調査表を配っております。これによりまして更新申請前の要介護度とする措置の要否、必要か否かですね。必要とした場合は軽度

になった場合、重度になった場合、重度になっても軽度になっても従来の要介護度に戻しますか、戻しませんかというものから選択するものであります。そういったことでありますが、経過措置に関するいろいろなトラブルは今のところ全くございません。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 2006年度法改正により施設介護から在宅介護や介護予防重視に変更になっております。特養や老健への入所も要介護度が重視されるようになってきました。介護認定基準の変更によりランクを下げられることにより優先順位が下がり、入所できない人がふえることも考えられます。

また、介護報酬の引き上げは利用者負担増を意味しております。またランクが下がったとき、サービス内容の変更を迫られサービス利用回数を減らさなければならない人も出てくると考えられます。そして、今までと同じサービスを受けようとするとき、利用限度額いっぱい使っている人は自己負担分がふえることにもなりかねません。となると、利用者が訪問介護、ヘルパー利用等のサービスを減らすため、事業所への給付は介護報酬が3%上がってもふえないことも考えられます。

そこで町長に伺います。介護報酬の改定は利用者負担がふえるとともに、介護の質の低下を招くのではないかとこう思われますが、町長の認識をお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このいわゆる利用者負担ということでありまして、平成21年度の介護報酬の改定につきましては、介護従事者の人材の確保、それから処遇改善、医療との連携や認知症ケアの充実、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証を基本的な視点に立って改定が行われました。したがって、介護報酬の改定が医療と介護のつなぎ目のないサービスの効果的利用、それから認知症高齢者に対する認知症ケアの質の向上、特に介護従事者の処遇改善に資することによって利用者が質の高いサービスを安心して安定的に利用できるというふうに考えております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕



1番（竹河十九巳君） 介護保険の関係法令は規律密度の高い法令となっております。自治体の裁量の余地は狭いものともなっており、保険者である市町村が行った行政処分、介護認定等に対して不服があったときは、都道府県に置かれている介護保険審査会に審査請求することができます。審査請求は原則として行政処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭でできることとなっております。

また、行政訴訟である処分取り消しの訴えは、審査請求に対する判決が出た後に行うことができるものとなっております。ここで問題は、結果が出るまでの相当の時間がかかることにあります。結果が出るまで介護を要する人は、利用者はそこにいるのであります。

また、今回の改定では、要介護と要支援の判定が2次判定認定審査会から1次判定コンピューターによる判定に変更となっております。人から血の通わないコンピューターに変更することになって、要介護から要支援に変わったとき特別養護老人ホーム、いわゆる特養から追い出される人が出てくることも考えられます。今回の改正は人の温かさ、血の通わない改正、人間不在の改正であると言わざるを得ません。審査請求や行政訴訟の処分の取り消しの訴えが起こらないともいえません。そこで町長に伺います。

このような事例が起こったとき、介護を必要な人に対してどのような支援、対応をしているのか、町長の考えをお聞かせください。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては健康福祉課長から答弁をさせます。

副議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。

今議員おっしゃった事例でございますが、今朝の朝日新聞の1面の「介護保険施設計画に暗雲」ということで、我々担当する職員といたしましても非常に懸念する内容はございます。今ご質問の内容でございますが、介護認定結果につきましては、介護保険審査会に審査請求された事例は本町では今のところございません。それで認定申請につきましては、先ほど答弁したとおりで、当面の間は現状を最低でも維持できるというようなことでございますが、もし審査請求があった場合に審査請求中におきましても介護認定を受けた方に介護度によりサービスを受けることができます。サービスが中断するわけではありませんので、仮に介護度が上がる判定が下された場合、当面実施してもらおうということはあるんですが、サービスを利用された分につきましては償還払いの形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（漆田 修君） 竹河十九巳君。

〔 1 番 竹河十九巳君登壇 〕

1 番（竹河十九巳君） まだ質問をしたいんですけども、そろそろ時間がきますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

副議長（漆田 修君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 59 分

副議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

清 水 清 一 君

副議長（漆田 修君） 6 番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

それでは通告書に従い、まず最初に産業振興の取り組みということで一般質問させていただきます。

これまで、ことしに入りプレミアム商品券とか、あるいは湯の花交流館等完成し、いろいろ経済対策には鋭意努力、当局もされていると思います。ましてや観光交流館はいいものができたかなと、経済的にも農業政策的にもいいのかなと考えておりますが、全体的に考えたときに、また南伊豆町内の景気が大分疲弊しているのかなと、あるいは落ち込んでいるのかなという形を考えますにも、この経済をどうよくしていくかということを町当局としても考えていくことであろうと思いますが、総括してのこととして産業育成のための取り組み、推進等はどのように行われてきているのか、またこれから行っていこうとしているのかをお

伺いたいします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今まで、今議員が申されましたようにこういう不況の中で、町としてもいろいろ施策を展開をしてきておりますが、ただいまの産業育成のための取り組みということであります。これは御存じのようにアメリカの、いわゆるサブプライムローン、リーマンブラザーズの破綻からの経済不況、これが全世界に今広がってきております。我が日本においてももちろん押し寄せてきているところであります。

そして欧米の各国では金融機関への公的な資金が注入をされ、アメリカでは、米政府ではことしに入り破産法の適用を受けた、いわゆる車、自動車産業のビッグ3の2社であるGMとクライスラーに融資を実施をするという、かつて考えられないような事態が起きてきております。そして、ほかにも景気浮揚策として主要各国が環境を軸にグリーン・ニューディール政策を始動させておるところであります。

そこで、我が国においてであります、ご承知のように地域の活性化、それから生活対策に資する事業としまして臨時交付金制度を実施をして、そして地域の活性化につなげようということであります。また、これとは別枠で厚生労働省から緊急の雇用創出事業として、雇用就業機会の創出を図るということが示されたところであります。

そこで、当町においてであります、平成20年度におきましては町単独で南伊豆町緊急経済対策事業で、南伊豆プレミアム商品券の発行、それから中小企業者への短期経営改善資金と小口資金の利子補給の上乗せを実施をしたところであります。そしてこれらのことによって、経営の安全と合理化を促進をして発展を図ってまいりました。

そこで、この21年度であります、本年度も利子補給の上乗せの継続、それから宿泊客の増大を図り、観光施設や商店、それから売店などの活性化につなげていきたいということで、町内の宿泊者プラチナ利用券を発行をいたしました。

また、今回の補正予算では、さらに町内の活性雇用創出と、それから誘客対策を促進をするために、第2弾のプレミアム商品券の事業と、それから緊急雇用創出事業、それから先般開港しました富士山静岡空港の開港に伴います緊急経済対策インバウンド事業、これを計上させていただきました。

それから、商工会におきましても、景気浮揚策としまして商工業の経営改善復旧事業を強

化して、まず商工業の経営及び技術の合理化指導、それから金融及び信用保証、経営取引指導、それから経営革新等に対応する専門指導員による相談指導など、経営改善策の円滑化に向けて経営指導員などの計画的な指導の徹底を図っておるところであります。

そして、農業振興施策についてであります。これは安全で安心な食の確保と地産地消の推進と考えております。ことし完成をいたしました湯の花観光交流館内の農林水産物直売所湯の花は、生産者または売上高ともに関係者の努力で増加をしてきており、南伊豆町の魅力アップ、それから幅広い経済効果など産業全体に多大な貢献をしておるところであります。

また、水田農業ビジョンに載っております転作奨励作物でありますノブキ、ナノハナ、菜種の作付を推進しており、平成20年度にはこれらのノブキが43ヘクタール、菜種が2.1ヘクタール、ナノハナが2.4ヘクタールの実績が上がっております。

また、近年では有害鳥獣被害が多であることから、被害が少ないとされるギンナンの栽培について賀茂農林事務所とともに生産者と先進地視察や苗の導入について取り組みを始めております。企業や法人等の農業誘致におきましては、平成17年9月の農地法改正によって一般の株式会社などの農業参入が可能となりました。そして平成20年3月現在、全国で281の法人が農業参入しておりますが、当町におきましては、巨大市場からの交通の便などの各種の条件面から現在のところ参入者はございません。しかしながら、今年度から新規就農者の確保を図るため他産業から農業を志す青年等を研修生として募集をして、そして南伊豆町内の先進的な農業経営者のもとで1年間栽培技術や農業経営について修得し、研修修了後は南伊豆町内で自立就農していただくための支援事業を実施していきたいとおるところであります。

そして、林業関係ですけれども、これは林業の低迷等によって手入れが行き届かなくなって放置され、また荒廃をした森林がふえてきております。このため森づくり県民税を財源とした、いわゆる荒廃した森林の再生を目指すため、森の力再生事業であるとか、平成20年5月16日に公布施行されました森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、これによって町の特定期間伐促進計画を策定をしまして、林業の振興を図っておるところであります。

それから、水産業ですけれども、これにつきましては従来から実施をしております稚貝稚魚放流事業の推進を図ると同時に、漁村にハイチ等及びにぎわいをもたらすことによって、地域の活性化に貢献できるよう都市と漁村の交流事業などの取り組みも推進をしていきたいというふう考えておるところであります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） いろいろありがとうございました。

その中で、順番はちょっとおかしくなるんですけども、雇用対策のための取り組み整備推進ということでございますけれども、先ほどの質問でもありましたけれども、町内の若い人が少なくなっている。仕事があればいいんですけども、また若い人がふえると思うんですけども、仕事がある前にまた住むところがないという方もおられて、町営住宅等を整備して、そういう形で雇用対策として若い人を呼び入れる。古い建物を使って空き家になった建物をリニューアルして住んでもらうのも手なんですけれども、なかなかそういうリニューアルする方もおられませんので、町として町営住宅等をまずは整備して、雇用対策として若い人を呼び入れるというような考えはないのかなと。そのことによって、またその町営住宅に住んだ方が地区の人足にもお手伝いできれば、また地域のためにもなると考えますが、そういう考えというのがあるのか、またこれから考えていきたいのかをお伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この雇用のいわゆる問題と、それから定住という、いわゆる住居のことですけれども、議員が言われるように確かに若年層が減ってきていると。そこで何とか我々としてもそういった層をここでとどまってもらって、そして仕事をしてもらいたい。それにはやはり就業ということが、何の職につくかということになってくるわけですけれども、そういういわゆる就業の援助あるいは町営住宅も今、上賀茂等ありますけれども、常に満杯の状態です。そういうことで、なるべくそういった層に入ってもらって、町へ、そしてここで例えば森林であるとか、あるいは農業の面でそういったものについていただくということが必要なわけですので、それについてはまたそれぞれに関連する団体等とよく連携をとりながら進めていこうというふうに考えています。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 若い人で南伊豆へ通勤して通ってくる若い人も来ないと思うもんですから、そういう方が南伊豆へ通勤して仕事をしていくんだとか、南伊豆町内に住んでもらう

ことが一番いいのかなど。そう考えますので、逆に南伊豆に勤めている方は南伊豆に住んでもらおうかという形もその中の一つとして、そういう考えも必要ではないかなと考えますので、検討お願いいたします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの町外からという話が出ましたので、これは一つの実際にあった例ですけれども、たまたま我が町で森林関係の仕事をしている人で、この方は下田から通っておりました。それで上賀茂の町営住宅がたまたまあいて、そして申し込みになっている、もちろん入居するにはそれなりの審査委員会にかけるわけですが、それで入居という事例もありましたので、そういったことであればやはりここに住んで仕事ができるということになってきますので、やはりそういったことについても今後も我々としては心がけていきたいと思えます。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 町長の判断が正しくて、いい話だなというお話を聞きました。そういう形があると思うものですから、またそういった検討をしていただきたいと思えます。

あとまた、町内企業の育成あるいは支援の取り組みということで、今町内の企業が商売を拡大したいなと、景気がよくない状況もあるんですけれども、業種転換ではないけれども、近い形、あるいは同業に近い形だけでも別な業種を始めたいといった場合、新たな事業をやるということですから、そういうときに町として新たな資本を投下して雇用を生むような事業に対して、何か支援の取り組み等は考えておられるのかなのか。例えば、先ほど出ました資金の利子補給とかありましたけれども、銀行の制度資金ではなくて銀行の借入金に対しての利子補給を考えると、あるいは固定資産税の1年間あるいは2年間の半額、あるいは全額免除とか、そういう手もあると思うんですが、支援等は考えられたことがあるのか、それともこれから考えていくのか、お伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

雇用対策のための取り組みということですが、これについては今あります補正予算でも計上させていただきましたけれども、例えば南伊豆歩道遊歩道のいわゆる利権の問

題、それから町道、それから山つつじ公園、それから差田のグラウンドあるいはこういった農地の整備とか観光保全事業、こういったことでそれぞれの延べにして400人を超える雇用を創出しております。そして今言われるこういったことへの資金面での町の考えというのは、具体的にまだ正直なところ検討しておりませんが、先ほど申し上げました、いわゆる今回の緊急支援の中で商工会等を通じて、利子補給の問題であるとか、そういった面では実施をしておりますので、それらとあわせて今後も、いわゆる事業あるいはそういった推移を見ながら考えていきたいという思いであります。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 緊急雇用対策事業ではいろいろつつじとか、グラウンド等の整備をやっていただきましたけれども、町内企業でこれまで長年営んできた商売の方々がおられるわけですが、そういう方々が資本投下しようということは、それでもって雇用が生まれるということが考えられます。ですから、このときに町としても資金的な援助はできないとしても、1年間あるいは2年間の利子補給、銀行等からについては制度資金外のものについて考えるとか、またこれまでやってきたそういう企業の方々は固定資産税もいっぱい払っているわけですが、また評価替えして固定資産税いっぱい払うとなると、また経営を圧迫する可能性が出てきますので、そういう新規のものについての減免措置等も考えるというものも少しは必要ではないかなと。それによって、経営が楽になったことによって雇用創出、あるいは景気対策になってくるのかなと。よその市町村ではそういう考えのもとに行っている市町村もありますけれども、そういう形も町として考えていけば、賀茂郡でもなかなかそういうふうに行っている市町村少ないと思いますけれども、そういうことをやっていかないと地元の業者さんが経済的に成り立たなくなっていくのではないかなと考えますので、ぜひその辺は事務局としても考えてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほどから申し上げておりますこの不況は、よく言われる底が見えてこないということは言われます。このまま長引くとなれば大変な、もちろん今でもそうですけれども、深刻な問題として受けとめなければならぬ。そこで今言われる、いわゆる税制面での優遇措置とい

いますか、そういった考えということですが、これについては今のところまだもちろん実施はしておりませんが、具体的検討に入っておりませんが、やはりこのままの状態が続くとなれば、我々として今後当然、県あるいは国の動向等をよく見きわめながら考えていくことに、あるいはなるのかなという思いがしますけれども、今のところまだそれについては考えておりません。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 税収も減るからちょっと難しいところもあるかもしれませんが、雇用者がふえるほうがかえって税収的にふえてくるのかなと、それによってツーペイできるのではないかなと私は考えるんですけれども、それによって業者が、あるいは事業者等が意欲を持って仕事始めてもらうのが一番いいのかなと考えます。それをぜひとも検討していただきたいと思います。

その中で、この商店街を見るときに、やっぱり今日も商店街見るときに空き店舗も大分ふえてきている。やっぱり商売をやるにも人の多いところに店を開きたいわけですから、空き店舗等のリニューアルについても考えてみたらどうかと思って私は提案しておきますけれども、リニューアルに対して1年間だけ20万とか30万補助してあげるとかという形、大分違って、また商店街も活気が出てくるという形がありますので、そういう新たに商売をやる方でもいいですけれども、そういう方に対しても空き店舗を利用した場合、新規の場合は別ですけれども、建物を建てるのは別として空き店舗の利用をする場合は何かいい方策を考えてみるのも一つだと思いますが、そういう形も考えておいていただきたいと思います。

続きまして、観光資源の有効活用ということで質問させていただきます。

この町内にはもう端から観光スポットがいっぱいあるわけでございまして、順番に言っていくのもあれなんですけれども、町長も答弁されましたけれども、これら観光施設をどのようにもっと有効利用していくのか、またあと整備していくのかを、どういう取り組みをしているのかお伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

観光資源の有効活用、取り組みということですが、これは今私がここで申し上げる



までもなく、我が町には天然記念物あるいは重要文化財、名勝史跡等にめぐまれておりまして、県指定の天然記念物あるいは有形無形の民俗文化財等が存在をしております。そして自然景観の面では白砂青松の海や、あるいは奥石廊のリアス式海岸、そしてまた海山の自然環境、海の幸、山の幸、こういった食材の面でもどこにも負けないいわゆる観光地としての魅力を私は持っているというふうに思っております。

そして、当町におきましては、これらを生かした、いわゆる今まで何回となく申し上げましたけれども、みなみの桜と菜の花祭り、あるいは長者ヶ原の山ツツジまつり、それから花と観光施設を利活用した自然まつり、こういったことを年間を通して開催をしておるわけにあります。そしてさらに今、3年間の継続として展開しておりますJRの戦略的観光開発事業というのがあります。これは南伊豆満喫号ということで8年ぶりにかつての定期観光バス、これを復活をさせていただいて、石廊崎あるいはその他遊覧船等の自由散策、それから奥石廊からあいあい岬のルートを設定して町内の観光拠点と同様に満喫していただくというところであります。

また、南伊豆東海バスでは臨時バスとして波勝崎園と長者ヶ原、山ツツジコースも昨年から期間限定で設定をしております。こういうことを実施しております、今後におきましても観光産業の振興を図る上で、町3観光の重要拠点として挙げられる石廊崎、それから弓ヶ浜、西の波勝崎岬と、それからその中心の下賀茂等で新たに完成をした湯の花観光交流館、これら等の連携によって町内に点在する歴史的な文化遺産であるとか自然環境、海山の豊かな食材などの資源を活用した観光商品の開発を推し進めると同時に、庁内関係機関やエージェント等とのネットワークを構築をして、さらにさらに活用化を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 大体南伊豆町は観光で行っていると昔からいわれていますので、それに対してはまた花いっぱい事業あるいは宣伝していただいて、観光客に来ていただいて、またその来ていただいた方がリピーターとして二度三度も来ていただかなければいけないという形があると思うものですから、そのリピーターをつくるような取り組み等は考えられているのか、あるいはアンケートでまた来たいとかと、そういうものがありましたら観光課長のほうでありましたら答弁していただきたいと思うんですが。

副議長（漆田 修君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） ただいまの誘客に結びつけるためのリピーターとかアンケートとかというのをとられたかということでございますけれども、これは一応みなみの桜と菜の花祭りではアンケートを実施しております。各車両のそれぞれの県内、県外、県外の場合はどこというような形です。それから何泊で来ているかということ、それから長者ヶ原山ツツジまつりでも、やはり県内、県外、どういうところから来ているかということで、それらもまた観光関係、観光協会、それらの機関と協議して作戦を練りまして進めていきたい。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水議員。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） アンケートも公表しながら活用してね、またプロジェクトチームではないんですけども、そういう方々でなくて、まず一般にも見せてあげて、その中でいろんな提案が出てくると思いますので、そういうのもその中で皆さんプロジェクトチームの中では気がつかないこともあるんじゃないかなと、かように思いますので、そういうのを公表していい観光地になるようなものやっていたきたいと思えます。

その次に、農林水産業の育成と有効活用ということでございますけれども、湯の花売店で大変生産物、農産物が売れているという形があって、地産地消という形が定着してきているなと感じますけれども、それで大変よかったなと、生産者の方々は大変よろこんでいる方もおられると、消費者の方も喜んでおられるんですけども、その次にどういうふうに考えていくのか。

先ほども答弁の中で有害鳥獣対策等を考えていると。でも、やっぱり町長が議員のときからイノシシはどうかしなさいという話がありましたけれども、そういう形はイノシシ対策、これからずっと考えていかないとうまい方向にいかないんじゃないかなと。やっぱり生産物をつくったけれども、収穫間際にイノシシに荒らされて、結局 1 年間の努力が無駄になるという形を考えたときに、そのイノシシ対策をどうにかうまく考えていかないといけないと思うんですけども、そういう方策等は農業の産業振興につなげるために考えておられるのか、お伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 産業振興の中でイノシシ対策というようなことでございます

けれども、今イノシシの関係の被害におきまして、今の有害鳥獣の対策計画を南伊豆町も充実しまして、その中にいろいろの捕獲の形ですとか、また捕獲したものを食肉加工しまして、それらを産業の組織に取り入れるという形でございます。その食肉加工施設につきましても、それができることによりまして雇用の創出にもつながりますし、有害鳥獣対策にもなります。またそれは規模、運営方法、財政的な面、法的な面、費用対効果等々の各種条件をクリアしまして、そして進めていきたいんだという。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） イノシシ対策はいろいろ考えておられるという形があるのはわかりました。その中でイノシシはいいけれども、それ以外のものもいろいろこれから今被害は聞いていますけれども、このことでまた検討していただきたいとは思いますが。また話はちょっと別になりますけれども、この農業は大体、農業をやっている方々が必ずやっているというのは水田をやっている。田んぼをやっているんですけれども、今用水の確保ができないという話が多いんです。私も南上地区ですけれども、皆さん田んぼをやめられると。何で水田をつくらないんですかと言うと、田んぼをつくるのはそんなに難しくないと思うんです。イノシシ被害もあるけれども、イノシシ被害を除いたとしても水田を皆さんやめていく人が多くて、農業用水路の管理ができない。要するに2名あるいは3名等で1キロからある農業用水路を管理するのは大変であると。だからもう2人しかいないから、田んぼづくりたいんだけど、農業用水がないから田んぼをつくるのはやめようという形が非常に出てきて、地区によってはやっぱり田んぼをつくらなくなっている一画がある。そういう私の知っている限りでは2つほどあるんですけれども、そういうことがないような形でこの用水の管理の方々について、これまで町としては原材料支給等でやっているんですけれども、それ以外のところももう少し一歩を踏み込んだものが考えられないと水田がなくなっていくのではないかなと。特に山間部地域についてはなくなっていく可能性が非常に高いと考えますが、町長はどういうふうに考えていますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この用水路の問題は今議員が申されますように、いわゆる受益者がシーズンになりますと

人足といわれる形で出て、そしてこれを手入れをして水が通るようにして、そして田んぼで水を引く間はこれを維持管理をするというのが、どこでも行われておると思います。今議員が言われるのは、そういったことのいわゆる人手がもう減ってきていると、あるいは高齢化しているということの中で、これがなかなか維持ができなくなってきたということによるわけです。これは私も確かに実際にまた私も経験をしております。

そこで、こういった水路も含めて農業面での後継の問題になるとは思いますけれども、これは我が町としてできることはやはり先ほど申し上げた議員の言われたような原材料支給でそういった水路の補修を行うとか、日常的な例えば草刈りであるとか、そういうことについては受益者にもう行っていただくということにしておりますので、それ以外のどうしてもここはある程度の補修をしないと水が流れないよということであれば、それについてはまた区長さんを通じて出していただいて、私のほうへ要望として。それについて我々は考えていきたいという思いでありますけれども、通常のいわゆる受益者としてのそういった水路の確保、維持管理については大変なことはわかりますけれども、なるべく少人数であれば、その分だけ一人一人の負担がふえるわけですが、今のところ町としてそこまではどうかなという思いは正直しております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） わかりました。

一応でもこの水田をつくるにはやっぱり水がなくてはできないという形でありますので、これから少し何かないのかなと。一応検討していただきたいと思えますし、何か新しいことを考えていただきたいなと私は考えます。

一応そんな形で農業関係についてお伺いしましたけれども、時間もあれですから、続きまして1次救急医療についてお伺いいたします。

町内の1次救急は共立湊病院が今大体ほとんど受けてもらっていると。これから共立湊病院が湊からなくなってしまうことがあるとき、町内の夜間救急の病院がなくなってしまうということが考えられます。これをどのように考えておられるのかを、町長として1次救急は町で考えなきゃいけない仕事だというふうにいわれていますものですから、町としてはどういうふうに分かっているのか、お伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この1次救急につきましては一部の医療機関に集中して搬送する場合が見受けられるわけですが、これを第2次救急医療機関である今言われた共立湊病院に直接搬送されているということが現状だと。そこで今清水議員言われるのは、これが移転した場合ということですが、この移転の話も今までももちろん進行中ですが、そういう状況の中でこういった移転となった場合の状況を打開するために、昨年8月29日に開催されました賀茂地域医療協議会において、いわゆる夜間の救急医療センターということの検討がこれがなされて、この構想というのは賀茂医師会から提案をされました。そしてこの構想につきましては、いわゆる賀茂地区の首長の意見であるとか、あるいは12月に開催されました第2回の賀茂地域医療連絡会議でも協議をされまして、東豆地区及び西豆地区には、それぞれ夜間の救急医療センターを設置をして運営をすることについては、経費の面で相当な高額な負担金がかかるということで、再度検討するとの内容でありました。

我が町にあっても、こういう状況の中ですので、これらをよく見きわめながらこの病院の移転問題と絡めて、これが移転したことによって町民の医療が、そういった面にも不都合を来すことのないように私は取り組んでいきたいという思いであります。賀茂地域医療連絡会では第2次救急医療を実施している共立湊病院の小田院長から年末年始、ゴールデンウィーク及び夏等の繁忙期について、第1次救急医療体制をしっかりとってほしいとの要望があったわけでありまして、賀茂医師会長からは個人診療所の医師の高齢化であるとか医師不足が説明され言われまして、現実的には平日夜間の取り組みが厳しいとの発言もありました。例えば、この共立湊病院の移転新築病院に絡んで新たな病院の中に夜間救急センターを設置をして、例えば午後11時ごろまで賀茂医師会の医師に役割を担っていただいて、そしてその後は新病院で対応するという、こういった案も出されておりますけれども、こういうのはさらにさらに検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますけれども、この医療を取り巻く、特に救急医療を取り巻く情勢というのは非常に意味深いものがあります。新病院の建設にあわせて賀茂医師会を初め関係機関、それから団体等と連絡を密にしながら町民の皆さんの安全・安心を確保できるように救急医療体制の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） これから検討する、あるいは検討中だという話でございますけれども、移転の話も出ている、あるいはどうなるかわからないという状況の中で、もし移転があった場合、ではこれまでその方は共立湊でよかったものが、どこか下田の市内のほうまで走らなきゃならないと。そうなった場合、重大な方は 2 次救急、その病院まで行かなきゃならないですけれども、やっぱり近いほどいいわけで、町民からした場合近いほうがいいわけですから、それでもし移転の話が出て、その後の話が一つもない状況でやるのもおかしい話で、そうでなかったら共立湊病院の移転の話あるいは新築の話のときに、湊の現在地でも候補の一つであるという話も本当だったらしなきゃいけないと。候補の一つであるけれども、ほかの場所もあるという形だったら話はわかるんですけれども、候補の段階で。そういう話がない、南校という話があるだけで現在地の話は一つも選択の余地として候補の中の話には載っていないという状況の中では、跡地をまた一緒に考えて、ある程度ここではこういうのはできないけれども、煮詰まっているとかという話は言っていたきたいなと考えるんですけれども、そういう答弁はできませんでしょうか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今跡地利用という、いわゆる新築移転に伴う病院の言葉が出ました。この跡地利用についてはこれはまだ仮称ですけれども、跡地利用委員会なるものを設置をして、そこで検討をしたいというようなことで考えております。この病院の移転というのはこれは我が町だけでなく、また医療だけでなく、それぞれの市町、そして地域医療の面で将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすわけですので、この利用委員会というのは私としては南伊豆町長としてもですけれども、特に早急に立ち上げていく、今準備を進めておるところでございますので、それを関係市町に話をして構成する。そして一緒になってこの跡地利用も新病院の問題とあわせて検討していきたいという、今思いであります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 1 次救急からいろんな方向へ発展してしまったんですけれども、町長は共立湊病院組合の管理者でもおられるけれども、もし検討委員会が始まって、それで検討委員会である程度結果が出たときに、管理者はなくなる可能性があるんじゃないかと。そう

した場合、現在の共立湊病院の用地は南伊豆町長は管理者ではないという形になって、僕は利用委員会と言えども町長の発言力が弱まるのではないかなと考えますが、そういうことは考えられてございますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今の清水議員の言われるのは、今こういう病院があるので私は管理者だということですが、これが移転となりますと今までの考え方からいけばもちろん地元の首長ということに、あるいは原則的にはなると思います。そういったことを考えますと、やはり今言われることもわかります。ただ、今ここでそれはまだある意味では仮定の話ですので、そういったこともありますのでね、それを頭に入れながらこの跡地利用については私も考えたいなと、地元の町長としてということで、今それ以上のことはちょっとここでは言えませんので。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 1次救急、やっぱり湊病院がなくなると町民の方々は大変苦労するのではないかなと考えますので、そこをうまくこれからも町長、考えていていただきたいなと考えます。

続きまして、電子自治体の推進についてお伺いいたします。

町公式ホームページの積極的活用というタイトルではございますけれども、3月議会だか12月議会だか忘れましてけれども、ホームページをリニューアルするという形を聞いております。その形がいつ出てくるのかと思って期待しているんですけれども、それはいつごろ出てきてリニューアルして、町民のためにいいホームページができるのかどうか、やってきているとは思いますが、どうなっているのかとお伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 企画課長。

企画調整課長（藤原富雄君） 町のホームページのリニューアルの関係でございまして、前の議会でも清水委員のほうからご質問等がありまして、それらについて対応するという答弁をさせていただいております。それらにつきまして、現在検討委員会を立ち上げまして町のホームページをより多く地域の住民の方々に見ていただく、またはそのためにはどのような方向にしたらいいのかというようなことを検討し、やっております。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） ホームページも町としては一生懸命努力してやっているというのはわかるんですけども、この情報を資料、チェック、経緯ということで、現在南伊豆町は入札の結果を公表しておられます。100万円以上のものについては入札結果を公表している。大変いいことだなと思いますし、私の思うには町の玄関の掲示板がございますけれども、あそこにいるいろいろ掲示してあるものがございます。ああいうものの内容は載せなくてもいいですが、そういうものの中のタイトルだけでも、このほど町長選挙がありまして、だれだれさんは幾らぐらい使いましたとかいうふうに出ています、だけれども、その選挙の結果があって収支報告が出ましたというタイトルだけでもいいかなと。ホームページに載せるだけでもいいのかなと私は考えますが、そのほか選管のやつも載って出ています。あるいはいろんなやつが出ています。そういうものについても、こういうものが掲示されたという案内だけでもいいから、そういうページをつくってやっていただけたらなと考えますが、当局、企画調整課としてはどことなくあいに考えているのか、お伺いいたします。

副議長（漆田 修君） 企画調整課長。

企画調整課長（藤原富雄君） 今言った町のいろんな情報ということを使って知らせるということがございますけれども、先ほどの答弁とちょっと重なりますが、数ページリニューアルしたということでの話にちょっと戻らせていただきますけれども、19年、2年前ですけれども、4月にプロジェクトを立ち上げまして、そこで検討をして新たな南伊豆町のホームページを立ち上げて現在しております。そういった中で情報開示、どこまでの情報を開示していいかというようなことも含めまして、それらを検討し可能な限りホームページに掲載をさせていただいております。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） それに追加で掲示板のタイトルぐらい、掲示板に出した表示の一番表のものぐらいは載せて、あとは役場へ行って見てくださいという形でいいのかなと私は考えますので、それも検討していただきたいなと思います。

続きまして、通信基盤整備でございますけれども、今いろいろありますけれども、町内 ADSL が一昨年、約 2 年前に入りまして、町内の通信速度がみんなよくなったという話で来ているんですけども、やっぱりよそから、よそからといいますか、翻訳業あるいはプログラマーという方が町内に住んでおられますけれども、通信速度の遅さからやっぱり南伊豆町



ではちょっと仕事がしにくいという方も出てきて、私も要望等を聞いております。これにどういうふうに対応していくのかなど。光ファイバー等があればいいなと考えますけれども、それについての町当局としての考えをお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この情報網、いわゆるブロードバンド基盤整備ということですが、これは今言われるように一昨年ですか、ADSLが全町内をカバーできたということで、次は光ファイバーということになるわけですが、この光ファイバーも国の政策の中でやはりもう将来的にはどこの山村地域であり、あるいは地方であっても全国的に整備するという方針がたしか先般、かなり前ですが、示されていると思います。そしてこれを受けて県でも今鋭意これに取り組んできております。

ただ、今この光ファイバーについてはなかなか業者の側から考えると、やはり採算の面ということがかなりいわれているものでもあるようでして、それには国のあるいは県の相当な補助がないと、我々のような町ではできないわけです。それと仮にこれが設置ができて後の今度は維持管理の問題もありますので、こういったことを含めて今実は検討をしております。それについては担当課長のほうから説明をさせます。

副議長（漆田 修君） 企画調整課長。

企画調整課長（藤原富雄君） 今町長がお答えいたしましたけれども、光ファイバーにつきましては、本来であれば民間事業者に整備していただき、地域住民が利用できるということが一番行政側にとってはいいこととあります。ただ町長の答弁がありましたように、採算性等考えますと、この南伊豆町は特にそうなんです。採算というんですか不利益というふうな、業者にとっては不利益というふうな地域につきましては設備投資はできないというふうなことがあります。そこで国のほうの21年度の補正予算のほうでこれらの予算について、ただいま町長が言いましたように今検討中ではありますが、いずれにしても整備費についても多額の国の補助等はつくということになっておりますけれども、その後の維持管理経費につきましては国のそういう補助制度がないというふうに了解しております。それらも含めまして今後検討していきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、今議員のご質問のとおり、こちらの人口等をふやす、定住人口等をふやすというような形でも、そういうような整備ができれば企業がなくても仕事ができる、また人口もふえていくというふうなことも考えられますので、それらも含めまして検討していきたいと思っております。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 今課長が言われたように、国の補正予算があったと。443億とかと聞いていますけれども、その光ファイバーについては。それで聞くところによりますと93%の国庫補助があると。そうすると昔光ファイバーを南伊豆町で整備すると約10億ぐらいかかるのではないかなという話を聞いております。93%補助があるということは、町の金を7,000万円出せば町内全域光ファイバーが整備できるという形があると思います。

それで考えますと、この光ファイバーがあることによってこういう、ADSLのときも話があったんですけども、お年寄りが電気ポットを使ったらそんな情報が流れてきて、お年寄りの安否確認にもつながるとい話もございましたけれども、そういうものとか、あるいは教育問題でも教育長あたりだったら、そういう早いほど教育問題にもいいんではないかなと考えます。また先ほど言ったように医療の問題であれば、さっき共立湊の話も出ましたけれども、光ファイバーがあれば電子カルテではないですけども、あるいはその診療等も光であればそれだけ伝送するみたいな形ができるという話がありますから、いろんな産業にも振興になっていくということであろうと考えますし、まして今回の補正予算はこれで終わりであって、この機会を逃せば次はないだろうなと考えたときに、これはぜひともやって、あるいは整備に進むべきだなと私は考えますが、町長どう思いますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今回のこの光ファイバーの国の特別なそういった補助というのは、確かにもう恐らく今言われているのは、後はないだろうというのは言われておりますので、そういったことをよく念頭に置きながら、私としてもこれを前向きに今関係担当課を督励しておりますので、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この費用がかかるといっても、町がよくなっていく分にはやっぱりある程度の資本投下等は必要であるし、あったほうが絶対いいというふうに思いますので、ぜひともそういうことを推進してやっていただきたいと思います。

以上で時間となりましたので、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

副議長（漆田 修君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

副議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

副議長（漆田 修君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って、私は南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、質問を今回構成するに当たって一番考えていたことは、これまでも一般質問でも、あるいは所信表明や行政報告でも報告をされていましたが、今日我々が置かれている今の社会の現状について、町長もアメリカ発のサブプライムローンに起因する不況、これはこの間、去年の秋以降の一般質問でも再度それまから言葉のように言われてきましたが、これについてやっぱりしっかりした見地、一体我々がどういう時代の中に生きているのかという点を一つの視点で指摘をしてから、そのもとに町民が本当に大変な苦渋の思いをして生活している、どう脱却していくべきなのか、町・行政はどのようなスタンスを持つべきかと、そういう立場から質問を考えました。

一昨日の6月7日付の新聞「赤旗」日曜版に、マルクスの研究でも著名な不破哲三氏の特集が載っております。別に私、「赤旗」の宣伝するつもりはないんですけども、これが平凡新書で「マルクスは生きている」という本が5月15日に発売されたそうです。私は知りませんでした。不破氏は現在の状況をどう分析しているかというと、今の現在の国際社会の

世界の流れの状況、経済学的には金融危機と過剰生産恐慌の結合が危機の特徴だと。それで購買力のない低所得者に無理やり借金をさせて住宅を買わせた、いわゆるアメリカのサブプライムローン、これは金融資本が借金して物を買おうという架空の需要をつくり出した結果だと。それでこれが家計の過剰債務、いわゆる余分な借金を何と8兆ドル、800兆円もつくり出して、これが破綻をしてこの消費バブルを土台に金融資本がもっと大規模な金融バブルを世界に広げたと。

日本でもそういう事例が、金融バブルについては数年前事件がありましたが、このサブプライムローンの破綻、金融資本の世界的破綻が恐慌につながるわけですが、土台にあったのは架空の需要で膨れ上がった消費バブル、それが一挙に収縮して大変な過剰生産恐慌になったと。ちょっと経済学的な言葉で難しいあれですけれども、このことは150年前にカール・マルクスが「資本論」の中で資本主義の必然性、周期的恐慌としてこれを述べておりました。実態経済が資本主義の中で進んでいって、いわゆる庶民、人類が幸福になるかということ、こうした周期的な恐慌のもとで一番末端の人間が苦しむ、日本では自殺者が3万5,000人以上にもなっている、こういう実態が周期的に出てくるということです。現状のこうした問題を憂いて、そしてどうしたらいいのか模索をする、そういう中に現在を予言、予言者ではないんですが、いわゆる資本主義の必然性としてとらえていたマルクスを学ぼうという、そういう新書が出たという関連で、不破氏の分析が書物や、あるいは新聞に載っているわけですが、私たちは今、町の課題、いろんな問題で国の施策から置かれている状況で、どうしなきゃならないかと。このいわゆる世界史的な流れの今日的なありようというのを、一つ頭の隅に置いて物事をとらえていく必要があるのではないかというふうに思います。

こうした上で、町民の生活とまちづくりが第1番目の質問であります。

まちづくりの点でいえば、これまで私は前執行部の体制を批判して失われた6年、そして住民投票の結果も無視して合併を強行する、そのことに対して平成17年には前執行部に、町長に辞職勧告をして僅差での町長選を乗り切って町を守る。そして、4月に岩田現町長の再任がありました。国・県が進める合併の中で翻弄されて見えにくいという言葉がありました。まさに先ほどの今日的な分析ではありませんが、資本の論理というのは国家や大企業を残しても国民や小さい自治体はつぶして構わないと、そういう論理の中で私たちの町民生活や自治体自身が翻弄されてきたとこの中で、よくぞこの町が残ってきたという思いを持ちながら、またその決着はついていない、決着というのは合併問題です。さらに町民生活を向上の方向に行くには、小さい自治体からこれを進めていくには多大な労力はあるわけだけれど

も、その点で町長に決意のほどを聞いていくわけでありませう。

その前に、前執行部が伊豆半島の、いわゆるポイントとなる観光の名所のジャングルパークの問題で前執行部の失政の点から、町が訴えられると。この証人尋問がいよいよ7月16日の午前9時半から丸一日をかけて行われます。私は共立湊病院の不当解雇の問題で証人尋問を拝聴してきましたが、事態の一端が明らかになる、そういうことも間近に控えている中で、2期目に当たって町民生活を守るために町長はどのような施策あるいは考え方をしているのか、改めて答えていただきたいと思います。町長、お願いします。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、私の今回の2期目への考えというのは、午前中のいわゆる所信表明の中で一端ではありませんけれども、述べさせていただきました。そして、ある意味総論となりますけれども、2期目の町長選挙に当たりまして、私は希望の持てる安心・安全なまちづくりという表現をさせていただきました。これをスローガンとして、そして今取り組んでおる1市3町の合併への問題、それから午前中も一般質問でありましたけれども、医療環境の問題あるいは教育の問題、施設整備の充実、耐震化等々、そしてまた何よりもやはり町の活性化、産業振興、そして不況対策、こういったことを進めながら、これも言葉として先般も使わせてもらいましたけれども、いわゆる足腰の強いしっかりと地についた施策の展開を図りながら、まちづくりを進めていきたいという今考えであります。

しかし、そうはいっても、これも今まで申し上げたとおり非常に経済情勢が厳しいわけでありまして、国の交付税であるとか、あるいは補助金の削減が予測をされるところであります。しかし、公約の実現に向けて私は町民生活を守っていくために邁進をしていきたいという今考えであります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 今答弁されたことは耳ざわりは非常にいいんですが、やっぱり一般的ですね。それで、町長は総論的なそういうものをやる上で、私はちょっと町民の実態、これを見る上でもっと町民のところに足を実際に踏み込んで見て、いわゆる実情をまず、置かれている実情、思い、生の思い、そうしたことを日々つかんでいく必要があると思います

が、その点はどのように考えますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた町民の生活実態、それから実情であるとか思いということですけども、これは私は自分の公以外のことでも地元であるいはその他の町民の皆さんと触れ合う機会等でも、そういった面のことは自分なりに把握をして、そして理解をし対応しなければならないと考えでおります。

今横嶋議員の言われたことは、どういう意味合いでそういうことを、意味合いとかどういうふうな形でそれをということかもしれませんけれども、私はやはりそれについては自分なりに実態を把握しているという思いはしております。

副議長（漆田 修君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） どういう意味合いというか、裏というわけでもないんですが、やはり公務出張がかなり多いですね。それで、いわゆる出張の中身が首長さんたちとかを集めた、もうよんどころのない何かを決める会合で、全国町村会の大会で、いわゆる町村の下々の声を上げるとか、そういうことは必要なんだけども、そういうこと以外は町民の皆さんと寝食ともにするぐらいの思いで、公務そのものが町民の声を聞いて、それを具現化していく、先ほど述べた一般論を具現化していく、そこに結びつく取り組み、それにつながる出張ならいいんだけども、そうではない出張はもうやめて、差し出がましいかもしれないけれども、言い過ぎかもしれないけれども、やめて、いわゆる皆さんが悩んでいることの解決の方向、それをやっぱり一緒に考えていくと。そういうことに、この4年間は時間を割いていくべきだと。余りにも国や県の会合に翻弄されて、いわゆる自分の足元をどうしていくかという時間がまだまだ少ないんじゃないかと。それは町長のみならず日常仕事をしている幹部職員、この議場にいる幹部職員の皆さんも町場に直接行っているんなことを言われるでしょうけれども、直接声を聞く、それでそういう中に解決の方向を見出していく、そこに一層力を入れるべきではないかと。どうですか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今出張のことが出ましたけれども、私はやはりそういう考え方はもちろん持っていますし、今までもそういう意味で、これはというのは、あるいは担当課長、

あるいは係をというふうなことでやってきております。ですから、そういう考えで行ってき  
ておるころですけれども、やはりそれは あるいは判断というのは、見方というのはそれ  
は横嶋議員が見ていてそういうことを言われますけれども、それはそれとして、今言われる  
ことは確かに理解できますし、今後なるべく今までもそうですけれども、それ以上にやはり  
地元の皆さん、町民の皆さんと触れ合いのできる機会を持って、そして実態をよくさらに把  
握をしていきたいと、実情をという思いはしております。そういうことで進めていきたいと  
思います。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） ぜひ出張に関しては見直しをして、今の答弁のように進めていただ  
きたいと。

それで、不況対策の問題ですが、これについての施策の補正予算なり国に関連したという  
ことも報告されましたが、これが実質的にどの程度、不況対策だけれども、どの程度のスパン  
で考えているのか、その点について答えていただけますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今不況対策のスパンという言葉で表現されましたけれども、これは今ここで私がいつまで  
ですよという表現はできないと思います。というのは、やはり我々は今補正予算で2次補正  
等、そういうときにまた新たな今回も補正出てきますけれども、国ももちろんですし、我が  
地方自治体もそうですし、そういう不況の中での対応ですので、これが例えばではあと半年  
なのか1年なのか、しかしこれがさらにさらに続くとなれば、これは大変なことですけれど  
も、いずれにしても今ここでだからといって、スパンということについてはちょっと私とし  
てはまだお答えできない状況であります。

なお、これについては今回の補正を含めてやはり町内のあるいは国・県もそうですし、状  
況を見ながら目標が今後どういうふうな推移をしていくのかということを考えて中で、今後  
の町の施策あるいはまた補正予算等に対応していきたいというふうに思っています。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 私が言ったスパンというのは、いつこういう状態から脱却できるか

わからないということはあるんですが、いわゆる不況対策という施策、政府もいろいろやっていますけれども、これは予算的には予算の償還まで時間があるわけです。問題はカンフル剤をやっても恒常的な経済の自転方向がなければ、いわゆる一時的なカンフル剤を何回やっても同じなわけです。そういう意味で、補正でも何でもそれを使い切れればいい、では次だと、それで自治体としてはもちろん国の施策を変えることはできませんが、いわゆる恒常的なものもあわせて考えるべきだというふうに思うんです。

いろんなまくら言葉に産業振興ということは言われていますが、ではどこにそのきっかけ、これを求めていくのかと。それで一番最初に今の資本主義の中での現在の状況の分析の話をしました。経済のこういう恐慌になってきている原因に経済のグローバル化というのはあるんですけれども、いわゆる市町村合併も財政のグローバル化をするということをやってきたわけですが、これはもう全国町村会も政府も認めて、これは何の効果もなく逆にマイナス効果だと。総務省が別建ての地域支援策をやるようでありますから、これはもうお話にならないと。破綻していることであって、この点で町長にちょっと思い出していただきたいんですが、平成16年10月に、いわゆる古い時代の合併問題、旧法の合併問題のときに、あと2年すると町が破綻してなくなっちゃう、あるいは夕張みたいになるといわれて行った住民投票のときに、地域循環経済を唱える京都大学の教授、岡田知弘教授の講演がありました。この方は一貫して地域循環経済、これが今日の不況の中でも地方自治体がとるべき、そして住民の生活を守るそのとりでだということを実経済を、地方経済を引き合いにして論文を出しております。

ここで言っているのは地方自治体レベルの産業政策を住民生活の向上に直接つながるもの、そして目の前、周りに住民が生活している衣食住、こうしたものに結びついた、南伊豆町の場合は観光の問題がありますけれども、そうしたところにしっかりと目を向けて地域内の投資力を強めていく。その地域内の投資力のもとで一つは地方自治体の交付税、これが非常に大きな役割を持っているわけですが、町長、観光地で成功した例である大分県の湯布院（由布市）、これはお土産を湯布院（同）で、これは岡田さんが書いているやつですけれども、湯布院（同）でとれた農産物を原材料にして湯布院（同）のお菓子屋さんが加工して湯布院（同）の箱屋さんがつくった箱に詰めて、デザイナーも湯布院（同）の人が使えるように努力すると。そうすると、1,000円のお土産物でまず小売店にお金が落ち、その次には箱屋さんにお金が回って、デザイナーにも回ると。菓子製造業者や農家にもお金が回ってくると。こうした積み重ねをした結果、20年、30年たって今由布市では観光客がほぼ2倍にふえて、



観光消費額も2倍になって製造業出荷額、農産物販売額、商業販売額もふえている。

それで、過去の議会で人口1,000人の高知県の馬路村や徳島県の人口2,000人の葉っぱの商売している上勝町、あるいは長野県の雪深い、半年雪に覆われている栄村の経験を話しましたが、町長、まさにこういうところに目を向けるし、先ほどの質問にも出ましたが、南伊豆町にも町の援助もあってできた農産物直売所、湯の花交流館の直売所がまさに地域循環経済のこうしたきっかけ、お金が全部地域に回っていく、そういう仕組みだということの認識を改めて強く喚起すべきではないかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、いわゆる湯の花直売所の話が出ました。これは私は就任のあいさつの中でも、あるいは今までも述べてまいりましたけれども、いわゆる第1次産業と第3次産業、あるいはその他いろんな面で、この波及効果が出てきているということで、今言われるようなことは認識をもちろんしておりますし、ですからあそこを拠点としたさらに観光の面だけでなく、町内の活性化の面でも今後さらに活用しながら考えていきたいということを申し上げました。そういうことについては今までどおりですけれども、これからもさらにまた取り組んでまいりたいという思いであります。

副議長（漆田 修君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） これが私が今もう一度確認したいのは、湯の花の直売所が単体としてね、それ自体単体に援助するということとか、そういうことは全く別個にね、いわゆるこの南伊豆町内の地域の中で、消費循環の仕組みなんです。湯の花という単体の直売所というだけではなくて、その仕組み、それが町民共有の場所だと。この発展方向というのはすべての町民が享受できる可能性と大きさを持っている。それで衣食住の問題をとってみても、まだまだすぐにできるもの、できないものもありますけれども、こうしたことを町民に生産を喚起することの結びつきの拠点としてあそこはできると。

もう一つは、先ほど出した湯布院（由布市）にしてもそうですし、馬路村とかそうですが、町長も言った観光との結びつき、これが今大都市の中でも小さい中小商店が非常に困窮している。ところが大都市は中小商店が困窮しているけれども、大都市の食料というのは全国各地からあるいは太平洋を渡ったり、飛行機で飛んできたりする状態が今ありますけれども、

本来的に言えば身近なところでこれが地産地消とか、そういうきれいな言葉ではなくても、いわゆる身近なものが身近なところでつくったと、少なくとも国内、そういうところに我々のこの地域の海と山の生産を結びつける行為をすることで、いわゆる観光でも突発性あるいは一時的なものではなくて継続的なこの地域の観光というんですか、都市と農村の交流、こういう中で南伊豆町の経済を据えていくと。そういう場所として、仕組みとしての湯の花の位置づけ、そこから都市との交流のきずなも強めると。実際にそういうことを私も経験をして手ごたえを感じて都市の商店街の人がこっちにも来たいと、こういう声があると。そういうオファーというのはまだつくろうと思えばできるし、これを町民レベルで進めていく、そういうことも活路の一つではないかというふうに思いますが、どのように思いますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど私が答えたのは、やはりそういう思いで、言葉が足りなかったかもしれません。ですけれども、そういう気持ちで取り組んでおるわけですので、今横嶋議員が言われることはまさにそのとおりでありますから、私はそういう思いで今後もこの問題は取り組んでまいります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） ぜひこの地域循環経済の問題、そしてこうしたことを進めていく上で地元の事業の実態、悩みあるいは得意事も含めてこうしたものを全職員、これが町場に足を踏み出して、そして聞き取りなどをしながらまちづくりを進めていく。これは詳しい中身はここでは紹介しませんが、東京の墨田区でも初代の区長が職員に、あなたがたの給料は一体どこから生まれてくるのか知っていますかと問いかけて、管理職以上の人を全員まちに調査に出すと。区内にはどんな事業所があってどんな製品を生産販売し、どこ取引をしてどんな得意わざや悩みを抱えているのかを職員にしっかり調査させて、それがもとになって墨田区ならではの商工行政を展開していると。こういうことのも紹介されております。すべて国がいい方向にならなければ地方自治体もよくなるということではなくて、やはり自治体のいわゆる基盤である住民の声に根差した行政のあり方をするすることで、発展方向を開くことができるのではないかというふうに思います。

この点で5番目の総合計画、あるいは第4次総合計画が21年度今年度で終わるわけです。

山村振興計画はちょっとわかりませんが、過疎地域活性化計画、これもこの21年度で切れるわけです。こうしたものに対してどういう観点を持たれておられるか、その点を答えてもらえますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我が町は今行政を進めるということで取り組んでいろいろな事業等をやっておりますけれども、それはもととなるのはやはり総合計画であり、過疎地域活性化計画あるいは山村振興計画であります。これが今言われるように総合計画がこの21年度、それから過疎計画も同じく。それで山村振興はこれ5カ年計画でありますので、これも新たな計画に入ることになると思います。そういう段階に来ております。

そこで、これらの計画のもちろん新たな計画を樹立しなければなりません。ですが、何度も申し上げておりますように、今市町合併の問題に取り組んでおりますので、これらを視野に入れながらということで表現をしまいいりました。ですので、この総合計画はそれらを念頭に今後も見直しに入ってくると思います。総合計画は、ですからそういう状況に今あります。

それで、過疎計画はこれは今、県で、もう国もそうですけれども、新たな新法の過疎計画の策定に向けて要望といたしますが、県としては上げている段階であります。国もそれにこたえて策定をするということになるのか、恐らくそういう段階に来ております。我が町としては当然過疎債等の恩恵をこうむっているわけですから、この計画がぜひとも引き続いて新しい過疎計画が策定されることを私としては望んでおるわけですが、そういう今段階にあります。ですから、これは我々は町として淡々と一緒になって県あるいは国へまさに要望を今までもやっておりますけれども、今後もそれなりの上部団体への要望活動は続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） まさにこの間、政府の制度としては個々の問題で、例えば有害鳥獣駆除対策なんかも繰り返し国へ陳情したりして、これはもう全国で声が上がって特措法までできて制度ができて、合併問題があって全部先送りされてね、いい補助制度がもう終わっ

てしまうとか、もうとんでもない事態ですよ、それ自身。それで、私が言ったのはこれは21年度で第4次総合も過疎地域の自立促進計画も終わるんですけども、こういう取り組みは、もうこういうパンフレットをコンサルタントにやることはもう一切すべきでない。こういうものにお金をかけるのではなくて、自分で印刷したもので結構なんで、中身をもっと先ほど話ししたその取り組みの方向としては、町民の中に足を踏み込んでやると。学識経験者やいろんな団体の代表の単なる利害関係者を入れたんでは、物事がねじ曲がっちゃってね、本当に住民の、いわゆる税金がくまなく生かせる方向に使えるかということ、多くの疑問がある。そこをこういう、これも随分懇談会を開いてやっているんですけども、結果的にはつくった本人が町が先にだめになるという財政計画をつくって、未来が赤字になる財政、もう既に18年、19年度には夕張より悪くなって破綻していた計画を出してやったのは、まだ半分にも行かない時期にやった前執行部なんです。こういう形は絶対にとらないで、取り組みとしては町民の中に足を運んで声を聞くと。そして頭の片隅に置いてほしいのは、今我々が置かれている歴史の流れの一端では、その資本主義の中で、どうにもならない状態の中でいかにその犠牲にさらされている末端の住民を救うか、そこに税金を使えと、それ以外の計画はいらないんで、庁舎建設の問題も見直しをしてやると。下水道の最終処理場の問題は24年度以降にしましたけれども、そういう思いです。そうしたことを念頭に置かない行政運営であれば必要ないぐらい、今町民、町場は苦しんでいます。

ぜひそういう観点、ただ計画をつくれればいい、そういうことをしないで同時に町の中で発展方向も出てきているんで、ぜひそういうところを据えながら全国の経験に学んで、地域経済を一步一步階段登るように踏み固めていってつながりを広げていく、確実性が私も言っている限り空虚なものはありませんから、そういうものを積み重ねてきた結果、ここで発言をしているんで、それをしっかりと伸ばす。私も先頭に立ってやるつもりでありますけれども、ぜひ頑張ってくださいたいと。

次に、2番目の地方公共団体と公益法人の契約についてで、これは事務組合の範疇に入るということではなくて、共立湊病院に南伊豆町も構成自治体として参画をしております。公益法人である現在社団法人地域医療振興協会と医業委託契約を結んでおりますが、地域医療振興協会は事業法の中で受託施設で上げた収益はその施設の運用に充てるとしていていると。それで共立湊病院組合が平成23年からの指定管理者公募を始めています。この19日が締め切りだということではありますが、この地域医療振興協会が応募するかどうかは全然別な問題としてわきに置いておいて、公益法人のその収益の問題に関しては広域構成自治体として契約

の履行を強く求めるべきではないかというふうに、南伊豆町長にお伺いしますが、これは病院の内部留保約17億円といわれておりますが、町長はどのように考えますか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題は議員の言われるように、いわゆる組合と指定管理者である協会との問題であるというふうなことであります。そこでこれはたしか病院議会でも横嶋議員から質問があったと思いますけれども、構成する町の町長としてはということですが、確かにそれは言っていることは私としても理解しますし、そういうことであると思います。ですが、これはやはり構成する市町の、いわゆる組合の中でそれは考えていくことであって、一構成員の町がこの問題について直接こういう場でどうこうということについてはいかなものかという思いがしておりますので、病院の議会の場でまたこれについてはさらに、先般も質問がありましたけれども、質問をされて、そして我々としては私は管理者としてこの問題は、いわゆる相手方である指定管理者に当たっていくという基本的な考えでいきたいと思っております。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） この問題については、結論はあるいは求めるべき主体は共立湊病院でありますけれども、一市長としてこの場合は管理者の答弁をとるわけにはいきませんので、強く当たり前の公益法人に対して求めていただきたいということと、もう一つは共立湊病院組合と地域医療振興協会はこの委託契約の中の第15条で、指定管理業務の成果、実績報告書及び病院会計の決算書を当該年度終了後2カ月以内に甲に提出すると、自治体に提出すると。

それで、この質問をするに当たって私も事務局にこの決算書、実績報告を求めたんですが、いまだに出ていないということで、町長もこれは知っているかもしれないですけども、およそ一体この公益法人は何なんだと。10年間、国立移譲で大騒ぎをして入ってやってきているけれども、私も職員の不当解雇の問題、裁判をずっと傍聴して証人尋問も聞いてまいりましたけれども、実績報告書を出していない、決算書を2カ月以内に出していない、こういう協定が平気で履行されていないと。これが公益法人足りえるのかと。漢字検定の問題で公益法人が多く問題になりましたが、この法人も多大な問題を抱えているのではないかというふうに疑ってしまいますけれども、町長、この問題についてはいかがですか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） これについても、私は病院議会の場で質問をお聞きしたいと思えます。ここではちょっとコメントというか、南伊豆町長として答える質問ではないだろうと思えますので、病院議会で回答したいと思えます。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） ぜひ、あつてはならないことだぐらいの思いで言ってほしかったですけれども、病院組合ではあつてはならないことを厳しく指摘していただきたいというふうに思えます。病院組合も次の議会、8月になっちゃうもので、もうそういう時間を待っているわけにはいかないという思いで、この場で構成の自治体の首長に対する質問としてやっているわけですから。

最後に、1市3町の合併問題についてであります。

南伊豆町議会は、3月31日に法定協議会の離脱決議を上げました。これはそのときの議会の討論でも発言しましたが、南伊豆町議会は合併に対して賛成、反対ということではなくて昨年5月2日の臨時議会で法定協で話し合いについては応じるということで乗ったと。それで、法定協議会が行われてくるに従って、こうしたものに対して疑念を感じながら3月4日の法定協議会で、きょうは所用で欠席されている議長が法定協議会の場で、いわゆる協定書の調印を5月22日にもう過ぎていますが、その当時はまだ2カ月半以上先の5月22日に下田市民文化会館に県知事呼んで、そして市民、町民呼んで各市町の団体も呼んで笛太鼓を鳴らして合併調印をするんだと。だから協定書の調印があたかも合併が決まったような形で行われることに対して厳しい批判をしました。

そうした結果、この議会の議決、審議をないがしろにした県や、押しつけの県や、あるいは首長さんたちだけのその協定書の調印は無効であり、合併そのものも国全体で日本全国で結果が出ている問題だということで離脱決議を行ったわけであります。あれから、3月4日からでいえばもう3カ月たって、その例の5月22日の合併調印式も水泡に帰しています。しかし、合併協議会の会長は松崎町も離脱決議をやったのにもかかわらず、この合併に固執して今日まで来ていると。代議制の議会の中でこれを尊重しない問題、姿勢に対して厳しく批判するとともに、離脱決議に基づいて速やかに議会が同意をして法定協議会、南伊豆がつくったわけですから、つくすることに同意して、その議会が離脱を決めたのでありますから速やかに合併の席からおりて、直ちに首長の責任でやめるべきであるというふうに思いますが、

いかがですか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この南伊豆地区1市3町の合併協議、これにつきましては行政報告でもそうですし、先ほどもさせていただきました。昨年6月の合併協議会設置以降、先月まで12回の合併協議会が開かれてまいりました。そこでは26の協定項目のすべてが確認をされました。そして1市3町の合併はやはり何度も申し上げますように、今後予想される、少子高齢化の著しい進行、あるいは財政運営の見通しがさらに厳しくなる。こういった中で進行する分権型社会に対応した、自立した自治体への転換や効率的な行政サービスを行っていくための一つの手段であるということで、現在1市3町で力を合わせながら新市に向けた協議に取り組んでいるわけであり、これまで何度も申し上げておりますけれども、議会の皆様のご理解をいただきたいということでもあります。

今言われた当町議会の離脱ということも言われましたけれども、これはこれとして、これとしてという言い方は失礼かもしれませんが、私はやはり先ほどから申し上げております1市3町の合併に取り組んでいくことをぜひご理解をいただいて、この後臨時議会が予定されておりますけれども、それに向けて皆様のご協力をお願いしたいというふうな思いであります。

以上です。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 私は3月の議会でも、竹河議員の一般質問でも全国町村会長の山本氏の発言が出ておりました。3月議会でそれも話しましたが、合併した市町の旧町村長からかたきを討ってくれと、だまされたということでもあります。冒頭に話した今の歴史の流れから今日を見た場合に、資本の論理がグローバル化を進めながら、大企業への国家の一部を温存させるために、いわゆる国民末端が、あるいは地方自治体、小さいものを駆逐して、いわゆるつぶしても構わないと、そういう論理で進んでいる。しかし、その行き着く先はそういう体制の終えんにつながるわけです。少子高齢化というけれども、よく高齢化は私は否定的な要素ではなくて、元気に長生きができれば、それは喜ばしいことであると。では、政府はずっと少子化対策、少子化対策と言っているけれども、派遣労働で所得が200万以下の若者

をつくり出して、そして民間でも今保育所を民間委託、こんなことをしたら子供を育てる環境、生める環境、あるいは結婚もできない。まさにそういうところに税金を使えばちどころに少子化を解消できるわけです。

合併したら冗談ではない、こういう小さな周辺の自治体はちどころに過疎化、そして少子化が一層急激に進むと全国町村会が分析をしております。大儀がなくなった合併をやめて、先ほど提案したまちづくりに専念をすべきであると。すべて計画も葬り去って、これが先ほど言った前執行部の失われた6年プラス10年足踏みしている。合併を目前にして先がよくなるというふうがいいながら、悪くなる方向で足踏みをして町民はその中で苦渋の思いをしているわけでありまして。ここに断ち切ってしっかりとした地歩を築くまちづくりに専念すべきだと。

もう一つ、3月議会以降4月21日の法定協議会で下田市の合併協議会の委員で、議長経験者が松崎町が住民投票をしると、これは松崎町5月29日の臨時会で否決されました。南伊豆町も常設の住民投票条例があるから、これを町長発言で実施しろということを私も直接聞きました。幾ら何でも住民自治の侵害でとんでもない発言だと。それでもう一言、二言つけ加えれば、合併の問題でいわゆる郡部の自治体で、全国で合併に至った例は小さい自治体が財政が大変だと、切られるのが大変だということを財政状態がわからないものだから、急いで合併に踏み切る。賀茂郡でいえば賀茂村なんか一番1人当たりの税金が一番多かったわけですが、そういう状況、追い立てられるように合併したわけですが、ところが1市3町や賀茂郡下の合併で財政状態が一番悪いのは下田市、これが箱物行政を繰り返してきて、最後のカウンターパンチはベーステージで、リーディングプロジェクトで、あの施設を32億円も出してつくったと、32億円。天城、湯ヶ島、伊豆市の旧天城湯ヶ島地区で温泉事業がストップしたあの、花いちもんめの温泉事業でも23億。この下田市のリーディングプロジェクトで住民投票条例の設置の議案が98年と99年、98年は12月かな、上がりました。これを否決したときの議長がよもやこうした財政自治体、下田市がよってほかにたかるしかない合併の構図をつくって、住民投票して我々の町に合併にこぎつけると、こういうことを言ったわけです。単なる住民自治の侵害ということでは済まされない。自分がやってきたことがわかっていない。時の与党であった議長がそういうことをやったということで、こうしたことに町長、毅然と対処をしてその合併の是非の問題云々として、自治の侵害に対しては毅然として抗議をすべきだと思いますが、いかがですか。

副議長（漆田 修君） 町長。



〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、下田の一協議会の委員からそういう意味合いの発言があったということで、今議員が言われましたけれども、しかし我が町にあってはもちろん既に住民投票条例はあります。しかし、これはやはり内容は住民請求あるいは町議会あるいは町長ということがあるわけですが、私は先般の臨時議会で申し上げたように、私としては住民投票を実施する考えはないということできておりますので、この協議会の中での委員の発言に毅然としてということについては、私はそれは横嶋委員の言われていることもわかります。しかし、そういったことに対しての私のこういった方法あるいは考えというのは、今申し上げたようなことでありますので、今後ひとつこれはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

副議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） こういう事態が今後も出かねない、そういう要素というのは多分にあるように思うんで、余りにも何ていうんですかね、国際社会でいえば、大国と小国との関係のようにね、おいこらのように感じましてね、我が町も小さいながらも歴史のある町で、昔は古くからは海上交通を使ってこの地域を引き継いで守ってきた、そういう先人に思いをさせて、一躍奮起をしてこの地域を将来にわたって、そして世界史の流れの中でも一歩引いて、古い歴史もののテレビとか何か書物を別に読むわけではないんですが、そういう流れから現在見たときに、また別な発展方向というのがその先に広がることを展望して、私も皆さんと力を合わせて、とにかく町民の生活を守る方向に行政がならなければいけないということを肝に銘じて取り組みを進めて、きょうは要旨の1番のところでは町長、担当課長ということで答弁を求めることで書いてありましたけれども、こうしたことを9月議会では担当課長の皆さんに直接答弁をいただいて議論をしたいというふうに、ここで、この場で予告して、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

副議長（漆田 修君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、第44号の臨時案件に入る前に、暫時休憩をします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

副議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

日程の追加

副議長（漆田 修君） 6月9日、町長から提出された議第44号 副町長の選任についてを撤回したいとの申し出があります。事件撤回請求書を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

事件撤回請求書を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

議第44号の事件撤回請求書の上程、説明、採決

副議長（漆田 修君） 事件撤回請求書の理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第44号 副町長の選任についての事件撤回請求書について説明を申し上げます。

平成21年6月8日、昨日ですが、副町長に選任を予定している小針弘氏から一身上の都合により2期目の選任について辞退したい旨の申し出があったので、本議案を撤回したいものであります。よろしくお願いを申し上げます。

副議長（漆田 修君） お諮りします。ただいま議題となっています事件撤回請求書を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、事件撤回請求書を許可することに決定しました。

議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（漆田 修君） 議第45号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第45号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

統計法が全面改正をされ、平成21年4月1日に施行されました。今回の全面改正の要旨は、統計報告調整法が廃止されるとともに、統計法の法律番号が変わるだけでなく、指定統計調査、届出統計調査といった名称も使用されなくなりまる。南伊豆町個人情報保護条例では第3条で、個人情報の適用除外について規定しておりますが、統計法の法令番号や法令で使用されている用語を引用しているため、法の全面執行に合わせて同条例を改正する必要が生じたため、今回上程するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

副議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

副議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

副議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は可決することに決定しました。

#### 議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

副議長（漆田 修君） 議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成21年3月27日に衆議院本会議で再可決成立し、3月31日に法律第9号として公布されることによる条文の整理と、医療費の給付に対応するため税率等を変更する必要性が生じたため、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長より説明をさせます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長（漆田 修君） 内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

お手元に配付してあります新旧対照表をごらんください。

まず第3条です。医療分の所得割額、「100分の5.6」を「100分の6.2」にするものであります。

第4条、同じく医療分の資産割額、「100分の33」を「100分の34」にするものであります。

第6条、後期高齢者支援金分の所得割額、「100分の2.6」を「100分の2.3」にするものであります。

第7条、同じく後期高齢者支援金分の資産割額です。「100分の7.0」を「100分の9.0」にするものであります。

第7条の2、これも後期高齢者支援金分の均等割額です。被保険者1人について「5,500円」を「6,000円」とするものであります。

第7条の3、同じく後期高齢者支援金分の世帯別平等割額、特定世帯以外の世帯「6,000円」を「7,000円」にするもの、特定世帯「3,000円」を「3,500円」にするものです。

次に、23条第1号、これは6割軽減の分であります。後期高齢者支援金分の均等割額、1人について「3,300円」を「3,600円」にするものです。

2で、世帯別平等割、特定世帯以外の世帯「3,600円」を「4,200円」、特定世帯「1,800円」を「2,100円」にするものです。

2号では4割軽減分です。後期高齢者支援金分の均等割額「2,200円」を「2,400円」にするものです。

2で、世帯別平等割額、特定世帯以外の世帯「2,400円」を「2,800円」にするものです。特定世帯「1,200円」を「1,400円」にするものです。

次に、附則の3です。これは新設であります。これは地方税法の改正によるもので、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長に関するものであります。

次に、6ページをお願いします。

附則の7です。これも新設であります。地方税の改正によるものであります。上場株式等の特例措置の見直しに伴い、損益通算の方法などの指定の軽減税率を適用することにより、不要となる規定の整備を行うものです。

以上で内容説明を終わります。

副議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

保坂議員。

5番（保坂好明君） 今ご説明をいただきました。細かに言うといろいろ、はっきり言って大分負担がふえるなという気がします。現在全体でどのくらい足りないのかという、現状。それと、また今後どのような方向で対応していくのか。

副議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今回の税率改正等は国の制度改正等による影響等が大きいわけですが、これについては我々もいろいろ検討をしてみました。詳しい内容については担当課長から説明をさせますけれども、後ほどの国保のいわゆる税の内容の説明の中でまたいろいろ出てくるかと思うんですけれども、今回の改正については我々も十分検討したつもりでありますけれども、担当課長から説明させます。

副議長（漆田 修君） 町民課長。

町民課長（奥村 豊君） 医療費の推計からいきまして、大体4,000万以上の額が不足と見込まれております。この中で一般会計のほうからの繰り入れ等お願いいたしまして、その額は載せさせていただいております。詳細につきましては委員会のほうでまた説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

議第46号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（漆田 修君） 議第47号 工事請負契約について（平成21年度南伊豆町立南中学校屋内運動場耐震改修工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第47号 工事請負契約について（平成21年度南伊豆町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事）について提案理由を申し上げます。

本案は、去る5月21日指名5社により入札を実施し、設計額8,431万5,000円のところ、請負額8,169万円、うち消費税及び地方消費税の額389万円をもって落札した。

請負人、長田建設工業株式会社、取締役社長長田裕二郎氏との工事請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産処分に関する条例により議会に議決を求めるものであります。

本工事は町立南中小学校屋内運動場の耐震改修を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会の事務局長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

副議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（大野 寛君） ご説明申し上げます。

本工事は、新耐震基準投入以前の建物である町立南中小学校屋内運動場、鉄骨づくり2階建て、建築面積1,174.8平米、延べ面積で1,263.5平米の耐震補強工事であり、壁面に補強部レースを設置することにより耐震強度を増すものです。また、当該施設は町の防災計画による避難施設に指定されており、有事の際にはその利用が見込まれており、地域防災の観点からも早急な改善が望まれておりました。今回の補強工事で有事の際にはその役割を十分に果たすものと考えております。

なお、本工事の完了をもって本町におけるすべての小中学校の建物は耐震基準を満たす施設となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

副議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号 工事請負契約については、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は可決することに決定しました。

議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（漆田 修君） 議第48号 指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第48号 指定金融機関の指定について提案理由を申し上げます。

指定金融機関は、地方公共団体が公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるために置く機関であります。本町におきましては、平成18年10月1日から3年契約で、現在の伊豆太陽農業共同組合を指定金融機関として指定し業務を行ってまいりましたが、平成21年9月30日をもって3年が経過しました。そこで本年10月1日から新たに本町の指定金融機関として、本町内に店舗を置く三島信用金庫を指定いたしたく、ここにご提案申し上げる次第であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

副議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。



〔発言する人なし〕

副議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

副議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号 指定金融機関の指定については、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は可決することに決定しました。

#### 散会宣告

副議長（漆田 修君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より6月11日まで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 漆 田 修

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

## 平成21年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成21年6月11日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第49号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議第50号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議第51号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 発議第5号 肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書
- 日程第 7 発議第6号 細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書
- 日程第 8 発議第7号 国民健康保険制度の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第 9 発議第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第10 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第11 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 竹河十九巳君 | 2番  | 谷正君   |
| 3番  | 長田美喜彦君 | 4番  | 稲葉勝男君 |
| 5番  | 保坂好明君  | 6番  | 清水清一君 |
| 7番  | 梅本和熙君  | 8番  | 漆田修君  |
| 9番  | 齋藤要君   | 10番 | 渡邊嘉郎君 |
| 11番 | 横嶋隆二君  |     |       |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	藤原富雄君	建設課長	小坂孝味君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	奥村豊君
健康福祉部長	松本恒明君	教委事務局長	大野寛君
上下水道課長	山本信三君	会計管理者	大年清一君
総務係長	大野孝行君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程は印刷配付したとおりであります。

これより本会議第2日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

#### 議第46号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） これより、議案審議に入ります。

議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 6月10日に行われた第1常任委員会の報告を行います。

開催月日及び会場、平成21年6月10日、委員会室。

会議時間、9時半から午前11時36分。

出席の状況及び委員外委員の出席は、記載のとおりでございます。

説明のために出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第46号、町長の追加説明がありまして、5月27日に開催された国民健康保険運営協議会の答申について、制度改正による被保険者の税負担増を極力抑えるため、当初一般会計予算から2,500万円を繰り入れする案を運営協議会に提案したが、委員の大半から重税感を解消すべきとの意見を受けて、さらに1,000万円を増額して3,500万円を繰り入れした試算を提出した。これは法定外の繰り入れでございます。

質疑 南伊豆町国民健康保険の被保険者のモデルケース、構成について。

答弁 一般被保険者の均等割、平等割では6割軽減が674世帯、4割軽減が140世帯の計814世帯で、その40%を占め、低所得世帯が多い。

質疑 運営協議会では、一般会計予算の繰り入れのほか、保険税率圧縮の意見が出たのか。

答弁 保険税率引き上げの提案をしたが、重税感が強いので、引き下げの意見が多く出たため、一般会計予算の繰り入れをふやして対応した。税率は当局案のままです。

質疑 一般会計予算からの繰り入れについて、当局は恒常的にはならないと想定しているが、全国平均より20万円安いと思われるので、町民に対する広報、アピールが必要である。また、税の限度額の引き上げはどうか。

答弁 全国各市町で被保険者の構成により負担のばらつきがある。税の限度額は地方税法で決められており、下げることはできても上げることはできない。

質疑 保険者を県単位などに広域化する動きはどうか。

答弁 平成21年度中に厚生労働省が方向を示す予定である。

質疑 現在までの一般会計予算からの繰り入れの経緯はどうか。

答弁 法定外繰り入れについては平成18年、19年度はなく、平成20年度に379万6,000円の繰り入れがある。

質疑 制度改正による税負担増、国庫負担金の減少による負担増はおかしいので、国に負担分を戻せというべきである。

答弁 国への意見は検討する。

質疑 医師による予防医療や保健師による予防指導の推進を積極的に推進すべきと考える

が。

答弁 共立湊病院の跡地利用の中で予防医療体制などを考えていきたい。

質疑 税の徴収率を上げることで税率を上げない方策も必要ではないか。

答弁 滞納処分等について十分対応する。

質疑 医療給付費不足額の満額を一般会計予算からの繰り入れで充当できないのか。

答弁 単年度だけの繰り入れならば対応できるが、次年度以降は難しい。そのために税率の改正に踏み切った。

質疑 予防医療に関して、前立腺がんなどの検診は検討しているのか。

答弁 健康づくり推進協議会等で検討し、施策に反映していきたい、

との意見、質問、要望事項がございました。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に対する反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は可決することに決定いたしました。

議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第49号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第49号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、補正予算額9,141万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,525万1,000円とするものであります。平成21年度当初予算は骨格予算としたため、本年度施行したい投資的事業並びに維持補修事業や緊急経済対策関係事業、新型インフルエンザ対策関係費用を計上いたしました。

歳出の主なものは、清掃費の焼却施設屋上防水補修工事や、施設補修工事4,095万円、土木費では毛倉野一条線改良工事350万円、九条橋塗装工事800万円、小学校維持補修費150万円、中学校維持補修費350万円、商工費の緊急雇用創出事業に570万円、経済支援対策事業助に150万円、観光振興事業の湯の花観光交流館施設整備工事835万円と新型インフルエンザ対策費用で、防災の災害対策事務や保育所関係の児童福祉施設運営事務、小中学校管理事務に109万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳入の主なものは、県補助金が832万8,000円と雑入15万円と、歳入歳出予算の財源調製として繰越金8,293万4,000円であります。

詳しい内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第49号の内容説明をさせていただきます。

初めに、11ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

2款総務費の1項総務管理費です。真ん中辺の43企画調整事務です。23万5,000円を補正いたしまして279万7,000円としたいものでございます。旅費と需用費がでございます。普通旅



費の8万5,000円、印刷製本費の15万円です。これは消費者庁設置に伴う措置でございます、消費者の被害防止啓発用チラシの印刷等でございます。

一番下の60の地域づくり推進事業費です。13万円補正しまして、6,869万7,000円としたいものでございます。委託料の奥石廊花壇管理委託料13万円です。奥石廊のユウスゲの群生地を管理する畑があります。そこの整地とか、防護さくの補強をしたいということでございます。

次のページをお開きください。

3項の戸籍住民基本台帳費でございます。86戸籍住民基本台帳事務です。369万円の減をしまして5,822万4,000円とするものでございます。

13節の委託料です。戸籍電算化事業データ作成委託料577万9,000円の減額です。これはプロポーザル方式によって契約をいたしまして、その差金が生じました。

14節では使用料及び賃借料で戸籍の総合システムリース料133万3,000円、戸籍の基準書内ソフト使用料65万1,000円でございます。

ページをめくって、14ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費です。190の児童福祉総務事務です。247万6,000円を補正し、1,343万3,000円としたいものでございます。これは報酬、旅費、委託料、それぞれ9万6,000円、8万円、230万円と計上いたしました。これは、次世代育成の支援行動計画の策定をいたします。この委託料が230万円です。これにつきましては後期計画で22年度から26年度までの5カ年の計画を立てます。

次に、その2つ下の195です。児童福祉施設運営事務です。18万1,000円を追加し、1億8,614万1,000円としたいものでございます。

11節需用費で消耗品15万5,000円です。これは、先ほどちょっと説明しましたけれども、4保育所の新型インフルエンザ対策の消耗品です。ハンドソープ、手袋、マスク等で出します。

次のページです。

4款衛生費、1項保健衛生費です。一番下の230の母子衛生事業です。363万円補正し、630万3,000円としたいものでございます。委託料で妊婦健診委託料363万円でございます。

次のページをお開きください。

2項の清掃費です。261焼却施設維持事業です。4,095万円補正し、1億2,639万4,000円としたいものでございます。工事請負費で焼却施設補修工事、施設の屋上の防水補修工事、そ

れと定期点検及び補修工事でございます。

次のページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費です。288の農業振興事業です。60万円を補正し、773万5,000円としたいものでございます。備品購入費の機器備品です。60万円です。イノシシ捕獲用の箱穴6基の購入です。

次のページをお開きください。

6款商工費です。354の商工振興事業です。722万円補正し、1,862万7,000円としたいものでございます。

13節委託料で緊急雇用創出事業委託料572万円です。町道ジュウジロ線、差田グラウンド、吉祥の伊豆急からもらった農地、山ツツジ公園、そのほか南伊豆歩道、それらの草刈り作業として計上させていただきました。人工分としては421人工分を予定をしております。

その下の19節の負担金、補助及び交付金です。経済支援対策事業補助金です。150万円の追加でございます。プレミアム商品券第2弾のプレミアム商品券15%のプレミアムつきのものでございます。事業補助の全体としては550万円になります。前の予算が400万円ありましたもので、150万円追加して550万円としたいものでございます。

次に、3観光費の観光振興事業です。1,182万8,000円追加し、7,706万9,000円としたいものでございます。8節の報償費、11節需用費、13節の委託料、この3つは7月19日に予定してございます第14回の黒潮和太鼓まつりの関係費用でございます。出演者の謝礼が56万余円、その需用費が17万円、委託料が黒潮和太鼓まつり運営委託料170万円、これらを合わせて合計で243万円となります。

15節の工事請負費でございます。湯の花観光交流館施設整備工事費で835万円です。今これは申請中でございますが、道の駅の登録のための諸費用、あるいは修繕工事関係、公衆電話の移設工事、あるいは駐車場を西側に拡張して広げようという駐車場の工事、あるいはあの中に施設の外にイベント対応をできるだけの外部放送の設備等々でございます。

下の19節の負担金、補助及び交付金でございます。一番下の緊急経済対策インバウンド事業補助金90万円でございます。6月4日に開港いたしました富士山静岡空港、この開港に伴うインバウンド活用の事業の補助金でございます。

次のページです。

弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務で50万円補正して1,006万円としたいものでございます。需用費で修繕料50万円です。5月28日に、非常に強風あった日に、みなと湯の外壁が崩落しま

して、その修繕料でございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費です。388の単独道路改良事業です。400万円補正し、1,600万3,000円としたいものでございます。

15節の工事請負費で毛倉野一条線改良工事350万円です。21年と22年の継続2カ年事業としてしたいものでございます。今年度分は延長60メートルの部分です。

その下、その関係の物件移転補償費50万円でございます。

393の橋梁維持事業です。800万円補正し、1,055万円としたいものでございます。九条橋の塗りかえ工事800万円でございます。前の塗装工事から12年を経過をいたしました。延長が60.9メートルでございます。

次のページです。

5項の都市計画費です。421の公共下水道事業特別会計繰出金です。400万円補正し、2億3,816万1,000円としたいものでございます。

次の次のページです。

23ページをお開きください。

8款1項消防費でございます。2番目の434非常備消防事務です。60万円補正し、2,770万8,000円としたいものでございます。旅費で費用弁償60万円です。この日曜に、今週の日曜日ですけれども、賀茂地区の査閲大会が開催されますけれども、その訓練介助の団員の費用弁償でございます。

一番下の446災害対策事務です。54万1,000円を補正し、535万7,000円としたいものでございます。需用費で消耗品54万1,000円です。これが新型インフルエンザ対策でございまして、ここでは感染症の防護服100セット、あるいはマスク、ハンドソープ、ハイダ、ストロベリー等々でございます。

次のページでございます。

9款教育費です。2項の小学校費です。472の小学校管理事務で216万9,000円補正し、1億7,431万円としたいものでございます。ここでも需用費で消耗品で29万4,000円、これも新型インフルエンザ対策で、手袋、マスク、ハンドソープ等々でございます。

ここの15節の工事請負費です。小学校維持補修工事151万9,000円でございます。南伊豆東小学校の玄関の校章を設置したいというものと、東小のグラウンドの端っこのちょっと小型側溝をしたいということでございます。

一番下の478南伊豆東小学校管理事務です。184万8,000円補正し、1,071万円としたいものでございまして、備品購入費の施設備品に184万8,000円でございます。東小の調理室のスチームオープンを購入したいものでございます。

次のページです。

3項の中学校費です。

490の中学校管理事務で362万円補正し、1,838万9,000円としたいものでございまして、11節の需用費、消耗品、ここ10万1,000円、これもインフルエンザ対策の費用でございます。

15節の工事請負費は中学校維持補修工事350万円です。南伊豆中学校の体育館の屋根の塗装工事であります。

27ページをお開きください。

5項の社会教育費です。

510の公民館管理運営事務で46万円補正し、1,063万円としたいものでございまして、使用料及び賃借料、土地賃借料は46万円ということでございます。これにつきましては、公民館用地につきましては、昨年の12月補正で公民館用地を購入したいという形で、予算を3,000万円ちょっと計上させていただきました。その間、用地交渉を3月中旬までしましたけれども、交渉がまとまらなかったという形で、今回、今年度分のこの土地賃借料を計上をさせていただきます。

次に、歳入で7ページをお開きください。

16款県支出金、2項の県補助金です。1目で総務費の県補助金23万5,000円補正し、2,126万7,000円としたいものでございまして、消費者行政活性化基金事業費補助金23万5,000円です。

2目の民生費の県補助金は86万8,000円補正し、2,320万4,000円としたいものでございまして、1節の社会福祉費補助金でございます。障害福祉推進基金基盤事業費補助金が86万8,000円でございます。

3目の衛生費の県補助金です。150万5,000円補正し、568万円としたいものでございまして、1節の保健衛生費の補助金150万5,000円、これは妊婦健康診査支援事業費補助金でございます。

9目の商工費の県補助金572万円補正し、2,302万円としたいものでございまして、これにつきましては、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金です。緊急雇用の関係の補助金です。

次のページです。

20款 1 項 1 目の繰越金です。8,293万4,000円補正し、2 億5,293万4,000円としたいものでございます。前年度の繰越金でございます。

次のページです。

21款諸収入、4 項 4 目雑入でございます。15万円補正し、4,541万4,000円としたいものでございます。急傾斜地の崩壊防止事業の補償費でございます。

次に、4 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為の補正でございます。

まず、戸籍電算化の事業費、システムリース料です。22年度から26年度までの5 年間、限度額は1,865万7,000円としたもので、事業予定額は1,999万円、21年支出予定額は133万3,000円でございます。

同じく戸籍電算化の基準書内ソフト使用料で、これも5 年でございます。限度額は911万4,000円、事業予定額は976万5,000円、21年度の支出予定額は65万1,000円でございます。

一番下は、やはり同じく戸籍電算化の保守運営サポート委託料です。これも22年から26年5 年間です。限度額は935万6,000円、事業予定額はそのとおりでございます。

続きまして、6 ページをごらんください。

今回の補正前の額が、歳出合計で補正前の額が39億7,383万9,000円です。補正額が9,141万2,000円、合計で40億6,525万1,000円でございます。補正額の財源内訳として、特定財源で国県支出金が832万8,000円、その他が15万円、一般財源は8,293万4,000円であります。

以上で、内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

7 番（梅本和熙君） 3 点ほど。まず、15ページの妊婦健診委託料ですけれども、これは前に出産手当の医師への直接支払いみたいなことを聞いたと思いますが、その辺がどうなっているのか、関連として。

それとあと、16ページの焼却施設維持事業ですけれども、あとこの焼却施設は耐用年数はどれぐらいなのかということと、1 億2,000万円の補修費、防水が大部分なのかどうか。その辺のところを考えると大分かかっていくなという感じがするんですけれども、耐用年数というのは、そういう部分。

それともう一点、商工費のほうで、今回150万円ほど補正としてプレミアム商品券ということですが、前回の効果がどのように上がっているのか、検証してあるんだとしたらその辺のところをお知らせしてください。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。

医師への直接支払いということでしたけれども、公衆衛生の今回の妊婦健診の委託料は直接医師ということではなくて……

7番（梅本和熙君） これではなくて、出産手当のほうです。

健康福祉課長（松本恒明君） すみません。出産手当のほうは今後検討していくということなんです。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） まだ検討段階で決まらないということですね、直接支払いについて。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（松本恒明君） まだ決まっておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 町民課長。

町民課長（奥村 豊君） 焼却施設の維持事業の件ですが、耐用年数ということですが、あの施設が平成3年の完成でございますので、それからそれまでの間、平成13年度からバグフィルター等の補修工事を行っています。耐用年数ということですが、非木造ということで40年ぐらいは大丈夫かなと思うんですが、中の機械類とかそういうものは、当然補修とか維持なんかはしていかなければいけないですから、あの建物そのものというよりはプラントの中のものというのは、その都度その都度補修していかなければというふうに考えております。

今回の補正の部分につきましては、バグフィルター、1号炉の炉布の交換、それと屋上の防水施設、立ち上げ部分で大体1,200平方メートル分を見ております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 今、建物の耐用年数は40年、これはわかるんですけども、機械のほうの内部施設です。コンピューターも昨年8,000万円ほどかけたと、そして補修費も大分かかってくるのということの中で、あとどれぐらいの機械が耐用年数なのか。その辺のところを聞かせていただきたい。

議長（渡邊嘉郎君） 町民課長。

町民課長（奥村 豊君） それぞれの機械について耐用年数がどれだけということになりますと難しいところがあるんですけども、プラント全体としては当初、平成29年に広域で焼却施設をつくるという計画がありました。それまでには何とかやりくり、中をしていけば、やっていけるのかという計画でもありましたが、その広域のほうもついでには頓挫しておりますので、今の施設、少なくとも29年までもたせるつもりでやっていたんですが、そうもいかなかったものですから、その都度その都度補修をしながら、維持していきたいというふうに考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 平成29年というのが一つの目安ということでありまして、だましまし使っていると、補修しながら使っていると。これは限度があると思うんですけども、その辺に対する将来的な対応、町長、考えていますか。いわゆるこの施設をつくるとなると、大分の負担がかかるということになるわけですけども、町長、どうでしょう。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、課長から申し上げましたように、平成29年を目途とした、かつていわゆる賀茂地区で1カ所と、100トン炉できる計画がなされました。しかしその後、この計画も今申し上げましたように、先ほど課長が頓挫というか、ちょっとまだ前へ進んでおりません。途中でこの100トン炉1つと、賀茂地区という話が、あるいはこれが必ずしも1カ所でなくても、2カ所あるいは3カ所でもという話も出たような経緯があると思います。

我々としては、何しろ今ある、平成3年に完成した我が町の炉を何とかそれまでもたせてという思いが、補修に補修を重ねて無理にしておりますけれども、御存じのように、いわゆる焼却炉というものはもうつくったその年から補修費がかかるというくらい、言われるぐらいに修繕料がかかる施設でありまして、我々なるべく修繕費が軽くて済むごとに補修したいということで、毎年補修費を議会に上程してお願いしておるわけですけども、このいわゆる将来計画をもう一度よく確認をしながら、我が町のこの炉はできる限り、補修に補修を重ねても維持管理をしていきたいという思いでいます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 広域という話があったと、その中でやはり今の段階で考えると、東賀があり、そして西伊豆町はしっかりしていて、松崎町はある程度しっかりしていると。そう

すると、下田市と南伊豆町だと、困るのは。そういう意味でもう既にこの話というか、将来的な例えば建設に関する話かけ、そういう将来構想をもうそろそろ町長のほうから始めていただきたいとこのように思いますけれども、これは要望です。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 商工会のやっております南伊豆プレミアム商品券の関係のお話、実施状況を報告いたします。

これが受け付けを始めましたところ、1月26日から始めたところでございますけれども、全体で3,000万円の事業でして、1月26日に199人で868万円、3,000万円の28.9%までさばけました。翌日、27日で114人、459万円、合計44.23%です。それから28日が164人で649万円、65.86%、それから29日に268人で1,024万円、これで100%という形で4日間ですばけておると。この4日間のときには、まだ大型店でありますヤオハンですとか、セイジョウは入っておらない状態で、町内の商店だけではけております。それで、はけた団体別でございますけれども、3,000万円の内訳が商工会で1,035万円、それから漁協で402万円、農協で1,282万円、観光協会で281万円、合計3,000万円という形で予約されました。

それで、現在、7月31日までの事業でございます、実施中でございますので、これがどういう形の中でとりますか、データが出そろい次第、またこれもご報告という形にさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） そうすると、どこにまだ使われたかというデータはとれていないということですね、最終的な部分が。もし、とれたらなるべく早目にそれを検証していただいて、多分、前のときに副町長に言ったんですけれども、ヤオハンに、大型店に集中するんじゃないかと。そういう形があるんであるなら、今度の150万円にしても果たしてどうなのかという問題がありますもので、なるべく早い検証をされた方がいいんじゃないかと、このように意見します。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 21ページの公共下水道のほうの特別会計の繰出金の400万円について聞かせていただきたいと思います、これはただほかの特会の採決、承認との関連もありますので、とりあえずこの辺の流れをちょっと明確にして説明をしていただきたいと思いますということであ



ります。そして、これは最終的には2つの特会の間の委託行為であって、ちょっと調べますと、水道工事の配水管の布設がえ工事をやっているということではありますが、それは現在今掘削しておりますその工事の関係でしょうか。このまず2点をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

上下水道課長（山本信三君） これにつきまして、今、下水道工事をやるのに当たり水道管がその上部に、今現在予定する下水道予定の上部に水道管があるんです、石綿管で。上水道を動かさないと下水道工事ができないと。そういうことで、まず水道管の移設をした後、下水道を動かすと。それで下水道工事をやるのに当たって水道管に移設していく移設補償として、下水道のほうから400万円を補償するということでもあります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 私、冒頭申し上げましたけれども、補正予算は承認して特会のほうで逆の立場ということもあり得ますので、とりあえずその辺のちょっと確認をとりたかった。最終的には工事請負費1,000万円の上水道のほうの会計に入れて、それを予算執行する形をとったという理解でよろしいんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

上下水道課長（山本信三君） そのとおりであります。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 14ページの190目で、次世代育成支援行動計画の策定委託料の中身は、もちろん後期計画ということでありましようけれども、具体的にこの中身をどういうふうに策定して委託というのはどういう、委託の考え方です。それをお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（松本恒明君） お答えします。

現在の次世代育成行動計画が21年度をもって終わるということで、この22年度から5年間の計画でございます。5年間たった中で当然社会状況も変わり、労働環境も変わり、PTA

というか、子供たちを育成している世代も大分変わってきました。まして、昨年からの世界的な不況によりまして、本町におけます保護者の立場というか、そういった状況も一変しているということが言えると思います。

そういったことを受けまして、いかに何というんでしょうか、接して次世代を育成していくかというようなことを、つまりご提案させていただく。例えば、かつては需要が余り見込

めなかった放課後児童クラブですとか、そういったものも席上ずっと頑張っているような  
出ていますので、そういったものを含めて今後年間の計画をしていく。この計画をつくる  
に当たりまして、パブリックコメントとか、そういった住民の皆さんの声をまたよく取り入  
れていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） パブリックコメントとかそういうことを言われたんだけど、委  
託ということはコンサルタントとかそういうところを考えているんですか。

健康福祉課長（松本恒明君） そのとおりでございます。コンサルを考えておりますが、た  
だまだ入札担当課とは協議はしていませんが、随契でいくとか、入札でいくというところま  
でははっきりしていません。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 私、一般質問で、広域消防計画やそのほかの計画について計画を言  
ったんですが、結局こういうコンサルタントに頼んで冊子をつくるというのがあるだけ  
ども、代々の流れでやっているかもしれないと思う。問題はその中身で、それが住民生活に  
どういう反映をするのか、実質的な前期計画はどの程度の実施がされて、目標の計画に  
対してどういう、実績を出してほしいわけですけども、結局冊子をつくったときも、最初の18  
年から21年の計画をする、冊子をつくっても議会にも出されない。

コンサルタントがちゃんとしてまとめることが、データとか、そういう人が持っていてや  
るんだけど、いわゆるその中身が本当に生きたものにならなければ意味がないんで、こ  
れは計上はされていますけれども、こういうあり方でコンサルタントに委託するというやり  
方を、ほかのことも含めて見直すようにしていったらいいと思うんです。あの程度の冊子だ  
ったら自分たちで十分つくれると思うんで、そういう予算の使い方や、あるいは考え方にし  
ても、もっと突っ込んで精査していただきたいというふうに思います。今、この場では  
ないと思いますけれども。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） たった今質問して、賛成ということでありませぬけれども、全体にこの議会で、一般質問の中で町に対する対応等についての意見を述べましたけれども、そういう中で今、町のあり方が1市3町合併の中でちょっと翻弄されてきて、来週の間、もう8日後の19日にこれに対して一定のピリオドが打たれると思うんです。補正予算については景気対策等々の問題も出ていますが、これを本当に町住民の視点に立って、この町全体をどう活気ある町にしていくかという点で、もっともっと精査をしながら住民の足場に視点を置いていくと。

この議案の部分でも、プレミアム商品券の居場所、結局地元の町内にお金が落ちる仕組みのところ、それが使われるということがなければ、せっかくのお金もいわゆる国の中央に行ってしまうと。国というか、本社がある東京とかそういうところに行ってしまうというのが、これまでのコンビニとかそういう大手のスーパーの問題でもあります。こういうところはやはりしっかりと見据えて、実際にこの町にお金が落ちる、そういう取り組みも徹底をするし、そしていろいろな計画を自分の頭で考えていくというその点で、余りコンサルタントとかいろいろ頼らないで、そういうあり方を進めて町の力をつけていく、そういう方向にさせていただきたいと。

本当に1市3町の合併の長いもう7年余にわたる、1市1町も含めて、そういう中で町があり方を翻弄されてきているわけですが、こうしたところに見切りをつけて、本当に住民を視点に置いた取り組みを心がけていただきたいということを意見を述べて、賛成討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第49号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第49号は可決することに決定いたしました。

議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第50号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第50号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本案は、下賀茂地区管渠築造工事に伴い水道施設改良費の工事請負費が増額されたことにより、歳出予算公共下水道建設費の上水道等移設補償費400万円を増額し、歳入予算に一般会計繰入金を400万円増額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億501万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第51号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第51号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

水道会計補正予算は収益的収入及び支出の消費税31万4,000円の減額、資本的収入の建設改良工事負担金400万円増額、資本的支出の建設改良費1,000万円を増額するものであります。

詳細は上下水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（山本信三君） それでは、議第51号の内容についてご説明させていただきます。

す。

13ページをお開きください。

1 款水道事業費用を31万4,000円減額し、2 億8,216万円とするものであります。内訳として、2 項営業外費用、3 目消費税を31万4,000円減額し、322万8,000円とするもので、36節消費税31万4,000円を減額するものです。

次のページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

1 款資本的収入を400万円増額し、6,620万円とするものです。

5 項建設改良工事負担金、1 目建設改良工事負担金を400万円増額し、2,320万円とするものであります。

1 節建設改良工事負担金は400万円で、下水道関連工事負担金でございます。

次のページをごらんください。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出でございます。

1 款資本的支出を1,000万円増額し、1 億7,758万2,000円とするものです。

1 項建設改良費、1 目水道施設改良費1,000万円増額し、1 億2,893万1,000円とするもので、50節工事請負費は1,000万円で下水道工事に伴う配水管布設がえ工事でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第51号は可決することに決定いたしました。

#### 発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第5号 肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書を議題といたします。

本案は竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書の内容説明は、朗読をもって内容説明にかえさせていただきます。

発議第5号。

平成21年6月11日。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者、南伊豆町議会議員、竹河十九巳。

賛成者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二、同、清水清一、同、漆田修、同、保坂好明。

肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出をします。

肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書。

肺炎による死亡率は、高齢者の死因の第4位を占めており、ここ数年は上昇傾向となっております。

また、肺炎による死亡率を年齢別にみると高齢になるにつれ急速に高くなっています。

高齢者ではインフルエンザと肺炎球菌に罹患するリスクが高く、インフルエンザ罹患後に肺炎球菌が関与する可能性が高いとされています。

肺炎になる原因はいろいろありますが、肺炎球菌による肺炎には肺炎球菌ワクチンが有効で、インフルエンザワクチンとともにワクチンにより予防が可能な数少ない病原体です。

肺炎球菌ワクチンは1回の接種で少なくとも5年間は有効であり、1年の負担でみると2,000円程度の負担と格安です。

インフルエンザワクチンは高齢者に対し、公的助成が行なわれていますが、肺炎球菌ワクチンは公的助成が行なわれておりません。

肺炎での入院は1回の入院で50万円とも言われ、肺炎球菌ワクチンを追加することにより高齢者の肺炎による入院・死亡を減少させることができ、医療費の削減、高齢者の健康福祉の向上につながると確信しております。

実際、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用して接種することで高い有用性があることが報告されています。

すでに全国では73自治体で公的助成が行なわれ、静岡県内でも長泉町、裾野市、清水町、吉田町で肺炎球菌ワクチンの公的助成が行われています。

以上の点から下記のとおり強く要望する。

1 高齢者の肺炎球菌による肺炎感染を予防するため、肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、賀茂郡南伊豆町長、鈴木史鶴哉様。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。



まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 賛成者に名前を連ねておりますが、町長あてに意見書を出すということで、私どもなかなか少ない事案ですけれども、今回、国保の税率改正、それから制度改正によって、大きな影響を受けている。そういうことから、医療費とのかかわりを我々は考えないわけにはいかない。

実際、全国の中で、夕張市の総合病院が廃止をされて、その後希望の杜社という会社をつくって、夕張の病院の後に入った村上医師が、彼は予防医療を中心に医療活動を進めてきております。最近の医療雑誌でも東京都と同じ面積で人口が1万2,000人の夕張市、病院がなくなって住民に不安が募っている中で診療所を開設して、今では全国から医師6名が参加して在宅医療、診療所医療に従事している。20年度では2億8,000万円の医療軽減に貢献したと。

これは医療行為を行わない、あるいは医療抑制ということではなくて、予防医療を進めると。村上医師は夕張に行く前、一時新潟の病院にもいましたが、その前北海道の松前半島にあるせたな町の国保病院で肺炎球菌ワクチンの予防接種を町に対して行わせて、予防医療を徹底してやるということで、町民の健康の維持と医療費の大幅な減少ですね、こういう実績がある医師であります。

予防医療を徹底することで、高齢者の健康とそして医療費にも貢献すると。この取り組みの非常にポイントとなる肺炎球菌ワクチンを、ぜひこの国保の医療を初めとした医療問題と、まさに大きな課題となっている今日、深い考察を得て実現の運びを検討していただきたいと強く願うものです。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第5号 肺炎球菌ワクチン接種に係る公的助成制度の創設を求める意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第5号は可決することに決定しました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第6号 細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書を議題といたします。

本案は清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書は、朗読をもって説明といたします。

次のページに行きます。

細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されています。その約6割強がヒブ（H i b = インフルエンザ菌b型）によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡しています。

生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。

ヒブワクチンは100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされています。肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界80カ国以上で承認され、米国や

オーストラリア等で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しております。

日本では2008年12月にヒブワクチンが発売されたばかりで、定期予防接種化されていません。また、現在日本で承認されている肺炎球菌ワクチン（23価多糖体ワクチン）は、免疫力の未熟な乳幼児には効果が期待できず、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は日本では現在、治験を終え承認審査段階にあります。

現在、ヒブワクチンは定期予防接種化されておらず任意接種となりますが、4回接種で約30,000万円の自己負担となることが予想されており、子育て世代にとっては重い負担と言わざるを得ません。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができます。早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに薬剤耐性化の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要であり、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が必要になります。

以上の点から下記のとおり強く要望いたします。

1 速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、および敗血症）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけ、ヒブワクチンを定期接種化すること。

2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、内閣総理大臣、麻生太郎殿、内閣官房長官、河村建夫殿、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿、厚生労働大臣、舛添要一殿、財務大臣、与謝野馨殿。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第6号 細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を求める意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第6号は可決することに決定いたしました。

発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第7号 国民健康保険制度の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

本案は横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 発議第7号の国民健康保険制度の抜本的見直しを求める意見書の趣旨説明を行います。

本定例会に国民健康保険税率改正の議案が出されました。これは、本年推計される医療費に対してこの収入が現行では大幅に不足するということで、昨日の常任委員会、そしてその前には国保連協でも協議をされましたが、現行の税率で、また一般会計の繰り入れをなしではとんでもない。今繰り入れをなしでそのまま試算をすると、税率そのものを7.6%まで、所得割だけで2%も上げなければならないと、そういう事態でありました。当局は2,500万円、そして昨日の提案では3,500万円まで一般会計の繰り入れをするという英断をしてもらいました。

もとより、こういう事態に陥ったのは、平成20年4月から退職者医療制度が廃止されて、65歳から74歳までの退職被保険者が一般被保険者に移行したという制度の影響であります。一般被保険者の給付金については国庫支出金が充当されておりますが、国保を財源としているため、退職被保険者から一般被保険者への移行については一般被保険者の給付費の大幅な増加を招くと。国保財政に与える影響が非常に大きいという状況であります。これは、昨年、この制度改正というのは、差別医療といわれる後期高齢者医療制度の創設と一体のものであって、こうした制度改正が小さい自治体、自治体単位で行われている国保に大きな影響を与えると。それで、小さい自治体では数人の高額医療費で、大幅な税負担が被保険者にかぶってしまうと。これは国民皆保険制度のもとであってならないことだという観点から、国に対して見直しを求める意見書を提出するものであります。

本文を朗読いたします。

国民健康保険制度の抜本の見直しを求める意見書。

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していない全ての人を対象とする医療保険制度です。

国民健康保険加入者は、無職者、年金生活者など所得水準の低い人が多く、医療費の増加などを受け加入者の保険税（料）負担は重くのしかかっています。

国民健康保険税（料）が大きな負担になった原因は、政府が1984年の法律改正で国庫負担率を引き下げ、1984年度から2004年度の間に市町村国保への国庫支出金が、49.8%から34.5%に減り、1人当りの保険税（料）が急増したことにあります。

2007年2月には、国民健康保険法施行令が、翌3月には地方税法が改正され、保険税（料）賦課限度額が56万円に引き上げられました。

国民健康保険に加入している人の高齢化と低所得化によって、医療費用が高額になってきており、それにともなって保険税（料）も高くなってきています。

保険税（料）が高くなってきますと、保険税（料）を支払えずに滞納してしまう人も多く出て、国民健康保険の財政状況が危機的な状態になってまいります。自己負担の比率の引きあがりにより、受診を抑制してしまう人が出てきています。

医療費を節約しようとして、受診をしなかったために病気の早期発見が遅れてしまうこともでてきます。

病気が重症化すれば、本人の健康に多大な影響を及ぼすばかりでなく、結果的には医療費の増加につながり、医療費の高騰は国民健康保険の保険料にも影響してまいります。

国民健康保険制度で今、問題になっているのが、保険税（料）の地域的な格差です。

国民健康保険は、国ではなく各市町村で運営されているために、保険税（料）は加入している人の住んでいる地域ごとに違ってきてしまいます。

国民健康保険税（料）が地域的な差が出てくれば当然として、患者さんの支払い能力による医療の格差が生まれてきてしまいます。

国民健康保険税（料）を払えずに滞納しますと、保険証自体を役所に返さなくてはならなくなります。

住んでいる地域によって、医療を受けられる人と受けられない人がでてきてしまうというような状況は避けなくてはなりません。

国民皆保険という考え方は、だれもが安心して健康に暮らしていけるための制度です。

国民健康保険制度改革への早急な対応が求められています。

南伊豆町議会は、国民健康保険法第1条に定める「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」目的を真に実現するため、政府において、社会保険制度の根幹をなす国民健康保険制度の再構築に向け、医療給付費に対する公費負担と被保険者負担との比率等について、抜本的な見直しを強く求めるものである。

国の責任において、国民健康保険加入者及び保険者の負担増を招くことなく、安定した国民健康保険制度の運営が可能となるよう国庫負担割合の引き上げを強く求め、同時に国の責任で高過ぎる国民健康保険税（料）の引き下げを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

意見書提出先、内閣総理大臣、麻生太郎殿、厚生労働大臣、舛添要一殿、財務大臣、与謝野馨殿、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第7号 国民健康保険制度の抜本的見直しを求める意見書は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第7号は可決することに決定いたしました。

#### 発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

本案は横嶋隆二議員が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 発議第8号の新たな過疎対策法の制定に関する意見書の趣旨を述べます。

南伊豆町の過疎計画も21年度で終了いたします。南伊豆町はもとより、全国の過疎地域が現在どうなっているかということ、全国町村会は、この間国が進めた市町村合併によって、地域、いわゆる辺地、過疎地の実態が著しく疲弊しているという調査結果を発表しております。もうこれ以上立ち上がれないのではないかという、そういう地域が、周辺地域が多く出ている。

これに対して、総務省は合併した地域の、いわゆる人口減少が著しい地域に給料を出した

集落支援員制度を創設すると、こういう応急策をしております。まさに合併が、市町村合併の推進が誤った政策であったということはもはや明白なわけではありますが、こうしたもて今まで過疎法がずっと続けられてきていますが、改めて合併を推進した結果生まれているこの実態に対して、その教訓を踏まえた上で、過疎対策法を求めなければいけないというふうに思います。そのため意見書を提出するものであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地帯は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、内閣総理大臣、麻生太郎、総務大臣、鳩山邦夫、財務大臣、与謝野馨、農林水産大臣、石破茂、国土交通大臣、金子一義、敬称略。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。



これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決をします。

発議第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第8号は可決することに決定いたしました。

#### 閉会中の継続調査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第10、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、会議の運営及び議長の諮問に関する事項については閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 議員派遣について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終わりました。

よって、平成21年度6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男